

令和4年度 広聴事業報告書

市民のこえ

- まちづくり懇談会
- 市政への提言
- 市民相談室

天童市総務部市長公室

発刊にあたって

本市では、より多くの市民の皆様の声を市政運営に反映させるため、「まちづくり懇談会」、「市政への提言」、「市民相談室」を3つの柱として、広聴事業を展開しています。

この度、令和4年度中に寄せられました皆様からの貴重な御提言等を「市民のこえ」として取りまとめまして、令和4年度広聴事業の報告書を発刊することとなりました。

「まちづくり懇談会」は、市内13地域において、各市立公民館との共催で開催し、市民の皆様が日常生活を送る中で抱えている問題や、それぞれの地域における課題、あるいは市政全般に対する提案などを直接お聞きすることができる、貴重な機会と捉えています。

また、「市政への提言」は、はがきや電子メールなどで御意見・御提言をいただいております。お寄せいただいた提言等により、市の業務改善や市民サービスの向上に結び付いた例も少なくありません。今後とも、身の回りの事でお気付きの点なども含め、様々な御意見・御提言をお気軽にお寄せいただきたいと思います。

そして、市役所1階に開設している「市民相談室」では、市民相談員が市政に対する要望、陳情、意見等を伺っております。地域や団体などにおける要望から個人の困りごと相談まで、多種多様な相談をお受けしながら、専門的なアドバイスが必要な事案については、消費生活相談員との連携や、行政書士による無料相談、さらには弁護士による無料法律相談を行うことで、安全で安心な市民生活を支えています。

令和5年度は、市の最上位の計画である第七次天童市総合計画の7年目に当たります。本計画では、市民の皆様とともに取り組むまちづくりを念頭に、本市の将来都市像「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市～ともに明日をひらく てんどう～」を目指し、様々な施策を実施しております。各種施策の展開に当たっては、広聴事業で寄せられた御意見や御提言を参考にして、市民の皆様のニーズに的確に応えることのできる質の高い行政運営を図ってまいります。

最後になりますが、「まちづくり懇談会」の開催に当たり多大なる御尽力をいただいた各市立公民館長をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。発刊にあたってのあいさつといたします。

令和5年6月

天童市長 山本信治

目 次

1 まちづくり懇談会

令和4年度「まちづくり懇談会」開催状況	1
令和4年度「まちづくり懇談会」のあらまし	1
各地区まちづくり懇談会の提言に対する対応状況	
① 天童南部	4
② 天童中部	9
③ 天童北部	16
④ 成 生	22
⑤ 蔵 増	30
⑥ 寺 津	36
⑦ 津 山	45
⑧ 田 麦 野	52
⑨ 山 口	58
⑩ 高 揃	66
⑪ 長 岡	71
⑫ 干 布	76
⑬ 荒 谷	84

2 市政への提言

令和4年度「市政への提言」のあらまし	92
市政への提言に対する対応状況	95

3 市民相談室

令和4年度「市民相談室」のあらまし	103
-------------------------	-----

1 まちづくり懇談会

令和4年度「まちづくり懇談会」開催状況

(単位：人)

開催日	開催時間	対象地域	開催場所	出席者数
5月25日(水)	午後7時	天童中部	市立天童中部公民館	28
7月8日(金)	午後7時	長岡	市立長岡公民館	37
7月15日(金)	午後7時	田麦野	高原の里交流施設「ぽんぽこ」	23
7月22日(金)	午後7時	高掬	市立高掬公民館	47
7月28日(木)	午後7時	天童南部	市立天童南部公民館	49
8月2日(火)	午後7時	寺津	市立寺津公民館	43
8月10日(水)	午後7時	津山	市立津山公民館	39
8月24日(水)	午後7時	天童北部	市立天童北部公民館	37
8月29日(月)	午後7時	蔵増	市立蔵増公民館	42
9月16日(金)	午後7時	成生	市立成生公民館	42
9月22日(木)	午後7時	荒谷	市立荒谷公民館	21
9月28日(水)	午後7時	山口	市立山口公民館	37
10月4日(火)	午後7時	干布	原町分館(市立干布公民館)	30
参加者合計				475

令和4年度「まちづくり懇談会」のあらまし

令和4年度のまちづくり懇談会は、5月25日の天童中部地域を皮切りに10月4日の干布地域まで、市内13地域において開催しました。

まちづくり懇談会では、全地域で475人の市民の皆様に御参加いただき、全部で118件の御意見、御要望などをお寄せいただきました。118件の内容を部門別に見てみますと(複数の課等に関係する場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。)、最も多かったのが建設部の42件(25.9%)で、次に教育委員会の29件(17.9%)、続いて市民部の24件(14.7%)、総務部の22件(13.6%)、経済部の17件(10.5%)、健康福祉部の16件(9.9%)、その他の部門が12件(7.4%)の順となっています。

所管課別では、建設課が34件、生活環境課が19件、農林課が13件という順になっています。

<作成にあたって>

各地域の御意見・御要望に対する回答及び対応状況欄については、令和5年3月31日現在の対応状況等を記載しました。

所管部課別集計表

地区		天童南部	天童中部	天童北部	成生	蔵増	寺津
総務部	総務課	1			1		
	財政課						
	市長公室		1			1	1
	危機管理室	1	2	1	1	1	
	ふるさと納税推進室						
	税務課 納税課						
健康福祉部	社会福祉課		1	1	1		
	保険給付課			2			
	健康課				2		1
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	1					
	子育て支援課	1			1		2
市民部	生活環境課		2		1	2	1
	市民課						
	文化スポーツ課			1			
経済部	農林課	1					1
	商工観光課			1			
	産業立地室						
建設部	建設課		3	2	5	5	7
	高速道路整備推進室						
	都市計画課						2
教育委員会	教育総務課				1	2	1
	学校給食センター						
	学校教育課	2			1	1	1
	生涯学習課		1	1	1		1
その他	会計課						
	上下水道課				1		
	天童市民病院				1		
	消防本部		1			1	
	選挙管理委員会事務局	1					
	監査委員事務局						
	農業委員会 議会事務局						1
合計	8	11	9	17	13	19	

※ 複数の課等に関する場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。
(実質件数118件)

(単位:件)

津山	田麦野	山口	高掬	長岡	干布	荒谷	課等別計	部門別計
		1				2	5	22 (13.6%)
1	1		1	2		1	9	
			1		1		8	
		1					4	16 (9.9%)
							2	
							3	
							1	
		1			1		6	
2		3	3	1	1	3	19	24 (14.8%)
						1	1	
					2	1	4	
1	4	2			3	1	13	17 (10.5%)
1					1		3	
		1					1	
1	2	3	1	1	3	1	34	42 (25.9%)
2	2	1				1	8	
		1	1	1	1		8	29 (17.9%)
				3	1	2	11	
1	1	1	1		1	1	10	
			1				2	12 (7.4%)
							1	
					1	1	4	
							1	
		1			1	1	4	
9	10	16	9	8	17	16	162	162

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

- No. 1 **新型コロナウイルスワクチン接種について**
新型コロナウイルスワクチン接種対策室
- No. 2 **公務員の副業について**
総務課、農林課
- No. 3 **指定避難所となる小・中学校への発電機の整備について**
危機管理室
- No. 4 **天童南部学童保育所等の避難はしご・床カビの改善について**
子育て支援課
- No. 5 **小学校へ「市報てんどう」を供覧用として配布することについて**
学校教育課
- No. 6 **中学校における部活動の在り方について**
学校教育課
- No. 7 **投票した証の証明書発行について**
選挙管理委員会

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

No.	1	標 題	新型コロナウイルスワクチン接種について
所管課等		新型コロナウイルスワクチン接種対策室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>6月15日号市報でどのように掲載があったワクチン接種の完了期限は、どのような根拠によって令和4年9月末までとされているのでしょうか。</p> <p>また、例えば9月に3回目の接種を受けた人は、4回目の接種が可能となるのは5カ月経過後であるため、翌年2月以降に接種することになるとと思いますが、このような場合はどのような対応になるのでしょうか。</p> <p>もし、ワクチン接種の完了期限が今年9月末までなのであれば、3、4回目の未接種者に対する積極的な広報をすべきだと考えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>ワクチン接種の実施期間については、現在、予防接種法の規定により、令和6年3月末までと改正されたことから、3月15日号の市報でもそのように御案内しています。接種は重症化リスクの高い方が春・夏と秋・冬の2回、その他12歳以上の方が秋・冬の1回となります。接種の時期が近くなりましたら市報折込や個別案内等で対象者の方にお知らせします。</p> <p>ワクチン接種は、本人がメリットとリスクを勘案した上で行うものではありませんが、予防接種法で定める実施期間の終了後は、接種を実施することはできないことから、今後とも市報やホームページ等でワクチン接種に関する情報を適宜発信していきます。</p>			

No.	2	標 題	公務員の副業について
所管課等		総務課、農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>公務員の副業については、地方自治体の長の権限で認めることができると初めて知りました。山形県や寒河江市では、サクランボの収穫期に限定し、人手不足の解消策の一環として副業を認めています。</p> <p>天童市は、来年からサクランボの新品種「やまがた紅王」の積極的な生産支援を行うと聞いています。今後、樹園地面積が増えるとともに、葉つみ・摘果等など収穫までの作業も多くなり、人手不足がますます想定されます。このようなことから、天童市における市職員の副業に対する方針等について、どのように考えているのか教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>さくらんぼの一大産地である本市においても、収穫作業等に従事する労働力の確保が課題となっています。</p> <p>現在、市では、「さくらんぼ労働力確保事業」を実施しており、県外からの労働従事者への支援、学生ボランティアの受入れ、天童市農業協同組合の無料職業紹介所の活動支援等により、労働力の確保に努めています。</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

また、山形県が実施しているさくらんぼ労働力確保プロジェクトによる農業バイトの募集アプリ「daywork」（デイワーク）を活用して、労働希望者と求人のマッチングに力を入れています。

本市においても、職員の服務規程等により、職員の副業については、申請手続きを行うことで制度上は可能となっています。現在、さくらんぼ収穫等での兼業の申請は特にありませんが、今後も、さくらんぼ労働力の需要と供給の状況をみながら、御提言いただいた内容も含めて、労働力の確保に向けて必要な対策を検討していきます。

No.	3	標 題	指定避難所となる小・中学校への発電機の整備について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、天童南部小学校が指定避難所となっていますが、発電機が整備されていません。特に、夜間に体育館から校舎のトイレ等を利用するには、真っ暗な長い廊下を移動する必要があるため、どうしても電灯等が必要です。また、災害情報や連絡手段を確保するためには、携帯電話の充電が必要となることから、ぜひ指定避難所となる天童南部小学校にも、発電機の設置をお願いします。</p> <p>なお、発電機の整備については、市内の建設業者なども多く所有していると思われるので、そのような民間企業と協定を結ぶことも必要ではないかと思えます。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>小・中学校における停電時の電源確保については、現在のところ市立公民館、第三中学校、第四中学校等に配備した発電機を停電状況に応じて活用するとともに、各自主防災組織の発電機も活用させていただきながら対応する計画としています。</p> <p>また、災害時の協力に関する協定等に基づき、必要に応じて東北電力ネットワークの非常用電源車の協力、さらに山形三菱自動車販売の電動車両活用等により、電源を確保することも計画しています。</p>			

No.	4	標 題	天童南部学童保育所等の避難はしご・床カビの改善について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童南部学童保育所において、2階から非難するための避難はしごが、垂直に降りるタイプであり、避難の際に子どもたちが恐怖を感じて、降りられない可能性があるため改善をお願いします。また、ユニットハウスを利用している天童南部学童第4学童保育所では、床材の下にカビが侵食していますので、合わせて改善をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童南部学童保育所に現在設置してある避難はしごについては、令和4年度中に、</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

避難はしごを撤去し、子どもたちがより安全かつ迅速に避難できる非常用階段を設置しました。

天童南部第四学童保育所の床材下のカビについても、令和4年度中に、下地合板及びクッションフロアシートの全面貼り替えを実施しました。合わせて、基礎部分の湿気対策の通気口を取り付けています。

No.	5	標 題	小学校へ「市報てんどう」を供覧用として配布することについて
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>「市報てんどう」は、全戸に月2回配布されていますが、小学校5・6年生の各クラスに供覧用として備え付けておけば、児童の目に触れることも多くなり、活字離れの対策や教材として利用できる部分も多くあると思います。</p> <p>市内の情報を得る機会を増やし地元愛を育てるためにも、小学校5・6年生の各クラスへの「市報てんどう」の配布を検討していただきたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>学校において「市報てんどう」を活用することは、児童生徒の視野を広げ、グローバル化の進む社会において、たくましく生きる資質を育むとともに、読解力を育むことや郷土愛の醸成につながるものと考えています。</p> <p>各校では、社会科や総合の授業等において市報を活用し、市政の動きや地域の出来事等の情報を集めながら課題を解決することを通して、学習内容への理解を深めている事例もあります。</p> <p>「市報てんどう」の活用については、市のホームページにあるバックナンバーから必要な情報を見つけることが可能となっています。今後は、一人一台のタブレットを活用した積極的な市報の活用について、各校へ働き掛けていきたいと考えています。</p>			

No.	6	標 題	中学校における部活動の在り方について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>部活動の運営の仕方が、学校主体から地域ボランティア主体に移行することが検討されていると聞いています。具体的にはどのような組織体制になるのでしょうか。また、学校とは完全に切り離された体制になるのでしょうか。</p> <p>なお、今後、地域内で各部活に指導するのにふさわしい方が見つからない場合は、どうなるのでしょうか。天童市における部活動の在り方について考えを教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和2年に国から示された、部活動改革の方策として、合理的で効率的な部活動の推進と休日の部活動の段階的な地域移行が挙げられています。</p>			

天童南部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月28日開催

現在の部活動においては、生徒の減少に伴う部員数や部活動数の減少と教員の働き方改革の大きく2点が課題となっています。

本市では、昨年度から、県教育委員会の指定を受け、合理的で効率的な部活動の実践研究に取り組んでおり、市内4つの中学校の野球部を合同部活動として組織し、市野球連盟と連携を図りながら、平日はそれぞれの学校で、休日は指導者が輪番制で、4校の部員が一か所に集まって活動しています。

今後は、国が示す休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、受け入れ可能なクラブチームやスポーツ少年団などを模索するとともに、関係機関と地域の連携を含めた実践研究を進めていきたいと考えています。

No.	7	標 題	投票した証の証明書発行について
所 管 課 等		選挙管理委員会	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今回の参議院選挙において、若い人たちが投票終了後『投票済の証明書はありませんか』と聞いたところ、証明書は発行しておらず、「投票所にある看板の前で、自分で写真を撮ってください」とのことでした。</p> <p>投票を終わったという証明書を持っていくことにより、給料や仕事にいい面があると聞いています。</p> <p>発行するためには、いろいろな問題もあると思いますが、他の市町村で行っているところもあるようですので、天童市でも証明書を発行してもらえないでしょうか。</p> <p>また、いろいろな店舗と提携して投票済証明書で割引などの特典を行ってはいかがでしょうか。例えばモンテディオ山形と連携して入場料の割引などにより、投票率もかなり上がるのではないかと思います。</p> <p>ぜひ、投票済の証明書の発行と何らかの特典を考えてみてはいかがでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>県内の半数の市が投票済証の交付を行っており、それらの市では、これまで特に問題となる事案がなかったことから、令和5年度から期日前及び当日の投票において投票済証を交付していきます。</p> <p>なお、御提案の割引などの特典の活用については、国では、「物品等によって有権者を投票所に誘導すること自体が公職選挙法に抵触するおそれがある。」としています。このようなことから、選挙啓発は営利活動と分けて行う必要があり、選挙管理委員会が主体的に推奨することはできませんので、御理解をお願いします。</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

- No. 1 **市立公民館へのW i - F i 設置について**
生涯学習課
- No. 2 **ジェンダーギャップ解消に向けた取り組みへの変革について**
市長公室
- No. 3 **女性・子供に対する声掛け事案等の予防対策について**
生活環境課
- No. 4 **災害に強いまちづくりについて**
危機管理室
- No. 5 **指定避難所のバリアフリー化や装備品について**
危機管理室
- No. 6 **久野本地区南部の公園整備について**
建設課
- No. 7 **敷地内から道路や歩道への雪出しについて**
建設課
- No. 8 **除排雪について**
建設課
- No. 9 **はな駒荘の備品について**
社会福祉課
- No. 1 0 **ごみの分別回収について**
生活環境課
- No. 1 1 **アパートへの消火器の設置及び管理について**
消防本部

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

No.	1	標 題	市立公民館へのW i - F i 設置について
所 管 課 等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>コロナ禍において、家庭での仕事や勉強が増えてきており、多くの家庭でW i - F i を設置しているかと思えます。そのような中、公民館には設置されておらず、オンライン会議等を行うことができません。今後、I T 環境の整備は欠かせないものと考えますので、W i - F i 設置の御検討をお願いします。また、パソコンやプリンター等の情報機器が古くなってきているので、併せて更新をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>社会ニーズの変化に伴い、市立公民館のI T 環境の整備は重要であると考えられ、またコロナ禍において地域学習活動が制限を余儀なくされている中で、オンライン会議等を行うことも課題解決の一つの方法であると考えられます。</p> <p>スマートフォン等デジタル端末の利用が一般的となっている中、施設利用者等の利便性及びアフターコロナに向けた地域学習活動の活性化を図るため、今後、市立公民館に公衆無線L A N を整備する予定です。</p>			

No.	2	標 題	ジェンダーギャップ解消に向けた取り組みへの変革について
所 管 課 等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童市は、男女共同参画事業の活動が県内の中では進んでいる方だと聞いていますが、視点を全国に変えた場合、参考となる自治体があることがわかりました。その参考となる自治体が兵庫県豊岡市です。豊岡市では、ジェンダーギャップ解消戦略を策定し、企業や市民を巻き込んで取り組みを進めています。日本のジェンダーギャップ指数は、世界150ヶ国中120位と遅れているので、全国に視点を变えて、活動が進んでいる自治体を参考にし、天童市が他自治体からのモデルとなるためにも、今後の活動の中でジェンダーギャップ指数を目標に取り入れていけないか検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、平成13年10月に設立された天童市男女共同参画社会推進委員会が主体となって家庭や地域、職場などのそれぞれの立場で男女共同参画を推進していただいております。現在、27名の方から活動いただいております。</p> <p>人々の意識に根付いている性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の能力や適性に関する無意識の思い込みなど多くの課題がありますが、このような偏見の解消には市民一人ひとりが自分ごととして捉え、行動することが重要であると考えています。</p> <p>今回、御提言いただいたことを踏まえ、先進事例を取り入れながら、行政と市民それぞれが果たすべき役割を担い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指してまいりますので、引き続き御協力をお願いします。</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

No.	3	標 題	女性・子供に対する声掛け事案等の予防対策について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和3年に天童警察署管内で発生している声掛けなどの事案は、33件と公表され、令和2年の27件に対し6件も増加しています。その被害発生内訳には、声掛け、わいせつ、盗撮、のぞき、痴漢行為が多い状況と報告されています。発生地区としては、天童北部小学校、天童中部小学校付近や天童駅、イオンモール天童等の地域に集中しているかと思えます。</p> <p>その為、見守り活動には「発生場所・発生時間」等を分析した統計情報の周知が必要と思われます。また、被害の多い場所に防犯カメラや注意看板を設置することが効果的な予防対策に繋がるとは思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童警察署では毎年、市内で発生した声掛け事案等の発生マップを作成し、一般に公開しています。御提言にあります「発生場所・発生時間」等を分析した統計情報の周知について天童警察署に相談したところ、詳細を分析した情報の公開は控えたいとのことでしたので御理解をお願いします。</p> <p>また、3月末現在、市では防犯カメラを33箇所に延べ68台設置しています。防犯カメラについては、犯罪の抑止力という観点から、非常に効果的な防犯対策ではありますが、近隣住民のプライバシー保護を図る必要があることから、新たな設置については天童警察署と相談しながら検討していきたいと考えています。</p> <p>今後も、天童警察署と連携し、市民の皆さんや事業所が所有するドライブレコーダーや防犯カメラを活用した地域の見守りパートナーを募集するなど、さらに見守り体制の充実・強化に力を入れたいと考えています。</p>			

No.	4	標 題	災害に強いまちづくりについて
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>指定避難所に担当職員を配置し、迅速な開設と円滑な避難所運営体制を計画していると思えますが、天童中部地域の6か所において市民文化会館と総合福祉センターの2か所にはまだ配置されていないのですがなぜでしょうか。</p> <p>また、担当職員と施設管理者や自主防災会、町内会長との調整や避難所運営、訓練等については、今後どのように進めていくのかお伺いします。</p> <p>さらに、防災士、防災リーダー等の育成や連携・活用についてもお伺いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>天童中部地域の指定避難所である市民文化会館と総合福祉センターについては、市庁舎が被災して使用できない場合の災害対策本部の移転先にもなっています。そのため災害対策本部として使用しない場合に、状況に応じて開設する避難所として</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

おり、職員も必要に応じて配置していく考えです。

避難所運営委員会については、構成員が決まりましたら、委員長を中心として施設管理者や避難所担当職員と連絡・調整を図り、委員会を開催し、連絡体制や施設の確認などを行っていただきたいと思えます。また訓練など行う際には危機管理室に御相談ください。

防災士については、地域防災活動の中心的立場になることから、引き続き防災士の養成を積極的に支援していくとともに、勉強会の開催などを継続し、防災士の皆さんとの更なる連携を進めていきます。

No.	5	標 題	指定避難所のバリアフリー化や装備品について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>指定避難所において、身体障がい者の方がトイレを安全に利用するには洋式が適当と判断しますが、学校等の体育館のトイレはどのような状況でしょうか。また、災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設ける、マンホールトイレの設置はいかがでしょうか。</p> <p>さらに、コロナ禍において、体育館内に避難所を開設するために仕切りパーテーションは必須アイテムと思われませんが、最低限の数量確保又は別室を準備する想定はされているのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>小中学校の体育館のトイレについては、令和3年度から計画的に和式から洋式へ改修を行っており、天童中部小学校は令和6年度に整備予定となっています。</p> <p>下水道管路のマンホールをトイレとして利用するためには、地震による下水道管路の破損状況の確認や流すための水の確保などの課題があります。そのため、災害の規模や避難所の開設状況に応じて、仮設トイレや避難所に備蓄している簡易トイレを活用していきたいと考えています。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染防止対策として、熱がある方などの体調不良者と一般の方の動線を分けることが重要とされています。今年度、ブロックパーテーション15基を整備しましたので、避難所で活用していきます。</p> <p>なお、様々な商品が開発されている状況であるため、一度に多くの物品を整備するのではなく、必要数量を想定しながら整備を進め、今後も災害時の使用状況に応じて、更新を図っていきます。</p>			

No.	6	標 題	久野本地区南部の公園整備について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>公園のスペースは災害発生時の一時避難場所や延焼防止など街の安全性を維持し、平常時は幅広い年齢層のふれ合いの場として憩いの場を提供しますが、久野本</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

地区の公園数はわずか2か所（久野本公園、東久野本公園）で心もとない状況です。
クリアすべき課題は多いと思われませんが、久野本水源地の半分を活用するなど、久野本地区の南部に公園整備の検討をお願いします。

<回答及び対応状況>

久野本地区の皆様から御利用していただく公園については、地区内の公園や隣接する地区の公園の活用を想定していますので御理解をお願いします。

また、災害時の一時避難場所については、地域防災計画により、市内公園に加えまして、小中学校等の公共施設も位置付けています。

なお、久野本水源池については、災害時に一時避難場所として利用できるよう地元自治会と連携を図っていますので、避難が必要になった際は、御活用いただければと思います。

No.	7	標 題	敷地内から道路や歩道への雪出しについて
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>道路や歩道への雪出しは、車や歩行者への迷惑と危険の点で、あつてはならない問題であると認識しています。特にアパートの敷地内からの歩道への雪出しは大きな問題です。ひどい所では歩道そのものが埋もれて歩けなかったり、高さ2メートル程積み上げられている箇所もあります。小中学生の通学路でもあることから、崩れたりしたら大事故の危険性もあります。</p> <p>ほとんどのアパートの場合、敷地内で処理するスペースがなく、入居者は仕方なく道路や歩道に雪出ししていると思われます。これは設置者（オーナー及び管理会社）の責任でありますので、市から設置者に対して、業者等に排雪を依頼するよう強い呼びかけや指導をお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>アパート等から道路への雪出しを確認した場合には、その都度、管理会社への指導を行っています。また、市では除雪に関するチラシを全戸配布し、道路への雪出しや路上駐車など除雪作業に支障を及ぼす行為に関する啓発を行っています。</p> <p>なお、令和2年度や令和3年度のような豪雪に対しては、本市の道路除排雪事業の強化に加え、道路除雪に対する地域の皆様からの協力や、地域の助け合いが必要不可欠であると考えていますので御理解をお願いします。</p>			

No.	8	標 題	除排雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>交差点の角に除雪で集められた雪がうず高く積み上げられ、非常に見通しが悪く、通学路にもなっていることから対応をお願いしていましたが、今年は市場の角や警</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

察署の角の雪の塊を片づけていただき感謝します。

今後も安全確保のための除排雪に努めていただくようお願いします。

<回答及び対応状況>

令和2年度の豪雪の経験から昨年度、道路除雪計画の見直しや道路パトロールの強化を行うことにより、冬期間の道路交通の安全確保を図るための適切な除排雪に努めたところではあります。

今後も、市民生活の安全確保の向上に向け、適切な除排雪に努めていきます。

No.	9	標 題	はな駒荘の備品について
所管課等		社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>はな駒荘の多目的交流室にスクリーンはありますが、それに映すプロジェクターが設置されていません。また、いきいきサロンで使用する場合、午前中の使用が多いのですが、室内が明るく、映してもよく見えませんので暗幕の設置の御検討もお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>液晶プロジェクターについては、6月7日に設置しましたので御活用ください。また、暗幕について、常設はしていませんが、必要に応じてお使いいただけるよう備え付けしています。</p>			

No.	10	標 題	ごみの分別回収について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>分別がルールどおりになされていないということで残されるごみの多くがプラスチック類です。例えば、ボトルのノズル部分や梱包バンドなど、ルールでは燃やせるごみに入れなければならないものが混入しているケースです。商品の表示では「プラ」としか記載されておらず、間違いの原因ともなっています。</p> <p>こうしたノズル部分や梱包バンドをプラスチックごみとして出した場合、処理の段階で何が問題になるのか教えてください。</p> <p>また、苦労して分別したごみは資源になるもの、リサイクルされるものに分けられると考えますが、びんや缶類、ペットボトル、プラスチックのそれぞれのごみは、クリーンピア共立に集められた後、どういうルートを通してリサイクルされているのか教えてください。併せて、リサイクルされる過程について、市民に見える形で示していけば、分別をより一層頑張れるのではないかと考えます。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>ノズルや梱包バンド等の異物がプラスチック製容器包装類に混入していた場合、①クリーンピア共立での手選別に時間がかかり効率的な処理ができなくなる、②ク</p>			

天童中部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年5月25日開催

リーンピア共立からの出荷品の中に異物が混入しているとリサイクル業者に引き取りを拒否される場合がある、といった問題があるため、できる限り御家庭での分別に御協力をお願いしているところです。

ごみのリサイクルについては、クリーンピア共立に回収されたものは、すべて手選別によって異物を取り除いた後、種別毎に分類、加工したうえでリサイクル業者に引き渡します。

具体的に、①資源物は、缶は鉄とアルミに、ビンは無色・茶色・その他に選別し、それぞれビンや缶にリサイクルされます。②ペットボトルは、圧縮梱包して業者に引き渡し、各業者で異物を取り除いてフレックと呼ばれる原料に加工したうえで、繊維・シート・ボトル等にリサイクルされます。③プラスチック製容器包装類は、圧縮梱包してリサイクル業者に引き渡し、化学原料やコークス等に加工されます。

リサイクルの過程については、市報やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあへる」なども活用し、市民の方への周知や広報に務めていきますので、御理解をお願いします。

No.	11	標 題	アパートへの消火器の設置及び管理について
所管課等		消防本部	
<p>《市民のこえ》</p> <p>アパートに消火器の設置義務がありますが、設置後、更新されていないものや、収納箱が錆びて開けにくくなっているものが見受けられます。また、火災警報器が設置されているところと、設置されていないところもありますので、アパートの管理者に、設置、更新等を指導することはできないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>通称してアパートと呼ばれる建物については、消防法上、共用部分となる階段や廊下が存在する「共同住宅」と共用部分となる階段や廊下がない「長屋」に分類されます。</p> <p>共同住宅については、延面積によって設置しなければならない消防用設備等（消火器、自動火災報知設備等）が異なりますが、消火器は延面積が150平方メートル以上、自動火災報知設備は延面積が500平方メートル以上で設置が義務となります。また、長屋については、面積に関係なく消防法規制対象外となり、消防用設備等の設置義務はありません。</p> <p>共同住宅には、規程に基づき定期的に立入検査を実施しており、更新されていないものや点検されていない消防用設備等を確認したときは、所有者や管理者に対して立入検査結果通知書を通知し、管理や改修等の指導を行っています。</p> <p>また、市報や市のホームページに「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」として、各世帯においての火災予防や火災拡大を防ぐための呼び掛けを行っていますので、今後とも御理解と御協力をお願いします。</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月24日開催

- No. 1 **地域共生社会の実現に向けて**
保険給付課
- No. 2 **敬老会の在り方について**
社会福祉課
- No. 3 **健康増進施設「Re play! TENDO」について**
商工観光課
- No. 4 **市道除雪に関するオペレーターの技術面について**
建設課
- No. 5 **天童北部地域の街路樹の管理について**
建設課
- No. 6 **地域カフェ事業の情報共有について**
保険給付課、生涯学習課
- No. 7 **ニュースポーツの振興について**
文化スポーツ課
- No. 8 **災害時等における広報車による広報について**
危機管理室

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月24日開催

No.	1	標 題	地域共生社会の実現に向けて
所管課等		保険給付課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年、「天童市生活支援・介護予防体制整備推進協議体」が開催した「住民助け合い活動養成講座」には、29名が参加しており、地域社会の課題について、共生社会をより実現していくことで解決していこうという住民意識が少しずつ芽生えつつあると感じています。</p> <p>今年度は、さらに住民による住民のための地域共生社会の実現に向けて、天童北部公民館で第2回目の養成講座を開催する予定となっています。このような講座を継続して開催することが、住民一人ひとりが主役となって動き出すことに結び付いていくと思います。</p> <p>ぜひ、住民同士の助け合いの意欲がさらに向上するように、市長から、激励の言葉をよろしくお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が地域で包括的に確保されるように、国が地域包括ケアシステムの構築を進めています。</p> <p>こうした中で、市では、地域の支え合い活動を推進するため「天童市生活支援・介護予防体制整備推進協議体」を設置し、また、「生活支援コーディネーター業務」を天童市社会福祉協議会に委託しながら、住民ニーズの把握やサービス提供者とのマッチング、担い手養成講座の企画など、地域の支え合い活動を推進するための取り組みを行っています。</p> <p>昨年度に引き続き開催する今年度の養成講座は、より実践的な内容となるよう、住民自らが地域課題の把握や解決方法を検討するワークショップを実施しています。</p> <p>天童北部地域は、以前より住民の助け合い活動に非常に御理解をいただいている地域でありますので、更なる地域内での盛り上がりや、他地域への展開などが図られるようお力添えをお願いします。</p>			

No.	2	標 題	敬老会の在り方について
所管課等		社会福祉課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>敬老会については、これまでも他の地域を含めてまちづくり懇談会などで提言されています。</p> <p>また、コロナ禍の中で、色々な場所や場面で「新しい生活様式」が求められており、敬老会も同様だと考えますが、今後の敬老会をどのように考えているのかを教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月24日開催

今年度の敬老会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度及び3年度に引き続き中止とし、お祝い品を贈呈する敬老事業とさせていただきます。

令和5年度以降については、新型コロナウイルス感染症による影響はもとより、敬老会を開催する側の負担や令和元年度までの対象者の方の出席率等を総合的に勘案しますと、これまでのように小学校の体育館等で一堂に会して敬老会を実施することは難しいと考えています。

敬老会に替わる事業の内容については、今後、市報等を通して関係団体や市民の皆様幅広くお知らせしていきます。

No.	3	標 題	健康増進施設「Re play! TENDO」について
所管課等		商工観光課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>スポーツクラブ天童・ビーフリーは、令和4年3月末で事業を終了しました。令和4年9月からは、市の健康増進施設として開業すると聞いていますが、施設の内容について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マシンなどの配置は、どうなっていますか。 ・お風呂も、利用することができますか。 ・スタジオなどでのレッスンやインストラクターの配置は、どうなりますか。 ・利用料には、高齢者の割引などがありますか。 			
<p><回答及び対応状況></p> <p>健康増進施設「Re play! TENDO」については、9月1日にオープンしました。施設については、市に移管されたビーフリーの施設をそのまま有効利用しましたので、プール、お風呂、エアロバイク等のマシンは引き続き御利用いただくことができます。さらに、これらの運動機器については、一部を中高年の方が無理のない範囲で負荷をかけながら運動できるものに変更しています。</p> <p>また、新たな取り組みとして、これまで運動をしてこなかった方も気軽に利用できるよう定期的に健康運動指導士による健康増進セミナーを開催し、器具の利用方法の説明や、その人にあった運動を紹介させていただいています。</p> <p>使用料については、1回700円となっており、ジム、プール、お風呂、サウナを利用していただくことができ、駐車場についても3時間まで無料としていました。</p> <p>令和5年度からは、市民の皆様からの御意見をお聴きし、使用料の改正を行いまして、プール使用あり700円、プール使用なし500円とします。また、それぞれ12枚綴りの回数券をプール使用あり7,000円、プール使用なし5,000円で販売しますので、ぜひ御活用ください。</p> <p>なお、施設の管理を(株)スポーツクラブ天童に業務委託していますので、スタジオとプールのレッスンについては、(株)スポーツクラブ天童の自主事業として別料金にはなりますが、これまでどおり御利用いただけます。</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月24日開催

No.	4	標 題	市道除雪に関するオペレーターの技術面について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年は、大雪の影響でマンホールに段差ができ、大型車両が動けなくなり渋滞が発生しました。</p> <p>地区内の市道については、毎年同じ業者が長年除雪をしていますが、このような事態が起きてしまいます。ぜひ、オペレーターの技術向上を図るための機会を設け、よりよい除雪ができようをお願いします。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>昨年度は降雪量が多く、また、日中の気温が低く雪が解けにくい状況であったため、豪雪対策本部を設置し、冬期間の道路交通の安全確保のため、道路パトロール体制の強化や降雪状況に応じた除排雪に努めました。</p> <p>今年度については、寄せられた御意見や現場対応の実績に基づき、効果的で効率的なパトロールを行い、様々な道路状況に対応した除排雪を行っていきます。</p> <p>また、除雪オペレーターの高齢化により、ベテランから若手への世代交代を迎えている場合もあり、引き続き除雪業者に対して除雪講習会や情報交換等を行い、技術の向上に努めていきます。</p> <p>この度のような豪雪に対しては、地域の皆様からの御協力や地域での助け合いが必要不可欠ですので、御理解と御協力をお願いします。</p>			

No.	5	標 題	天童北部地域の街路樹の管理について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童北部地域には、県道や市道沿いに街路樹が植えられていますが、紅葉の前に枝落とし作業が行われてしまい、街路樹の紅葉を見ることができません。落ち葉処理などの近隣住民の負担が大きくなるため、紅葉前に作業していることも理解できますが、紅葉する街路樹をうまく活かすことができないのでしょうか。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>街路樹は、枝の剪定、害虫駆除、草刈り、落ち葉の処理など年間を通じて様々な管理が伴います。</p> <p>街路樹の剪定については、以前は、紅葉後に剪定を行っており、落ち葉の回収や清掃の作業を近隣住民に御協力をいただいていたことから、民家が密集し、落ち葉の処理の負担が大きいとの御意見を多くいただいたことから、民家が密集し、落ち葉の処理の負担が大きい路線などは、落葉前の時期に剪定を行うようになった経過があります。</p> <p>街路樹は、車両走行時の視線を誘導するといった交通安全に関する役割や、自動車などの騒音の軽減、大気の浄化、木陰により路面温度の上昇を防ぐなどの様々な効果が期待されますので、今後とも適切な維持管理に努めていきます。</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月24日開催

No.	6	標 題	地域カフェ事業の情報共有について
所 管 課 等		保険給付課、生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>天童市地域づくり委員会が平成28年に開催した創設20周年記念事業が契機となり、天童北部地域では、長年地域づくり委員会が主体となって地域カフェ事業「喫茶いるばある」を運営しています。</p> <p>色々な講座を実施したり、天童市社会福祉協議会や市保健師の方に来てもらったりして、これまで事業の活性化に心がけてきましたが、参加者も年々固定化してきており、活動の幅も広がらない状況に、もどかしく感じています。</p> <p>今後とも、よりスタッフがやりがいを感じ、そしてお客様に楽しんでもらうために、他地域での地域カフェ事業の実施状況やユニークな活動内容などについて、わかりやすい情報提供やお互いが話しやすい情報交換の場を設けてもらえないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>地域カフェは、現在、市内11の地域において開催されており、それぞれ特色のある活動が行われています。</p> <p>高齢者が気軽に集うことのできる居場所づくりとしての面だけでなく、介護予防や交流創出の面からも大切な取り組みであり、市では天童市社会福祉協議会に地域カフェ推進事業を委託し、各地域カフェへの支援を行っています。</p> <p>今回、御提言いただいた地域カフェ運営者の意見交換会は、令和元年度まで開催していましたが、その後の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ほとんどの地域カフェが休止となるような状況にあったことから意見交換会の開催を見合わせ、代わりに、通いの場における感染症対策についての研修を実施してきた経過があります。</p> <p>今後、意見交換会については、新型コロナウイルスの感染状況なども考慮しながら実施に向けて検討し、各運営者が気軽に情報交換や情報共有を図ることができるよう努めていきます。</p>			

No.	7	標 題	ニュースポーツの振興について
所 管 課 等		文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、パークゴルフやグラウンドゴルフなどは、感染対策が取りやすく、お互いの親睦も深められるため人気となっています。</p> <p>地域スポーツ推進員や市スポーツ推進員に、公民館の多目的ホールや和室などで幅広い世代が手軽にできるニュースポーツについて、是非、教えてもらえないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p>			

天童北部まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月24日開催

年に一度、市スポーツ推進委員と各地域のスポーツ推進員が連携して、ニュースポーツを題材とした合同研修会などを開催できるよう取り組んでいます。

ここ数年はコロナ禍の影響でイベントの開催が困難でしたが、今後は感染状況等に配慮しつつ、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの振興を図っていきたいと考えています。

令和5年2月4日には、モルックを題材として、市スポーツ推進委員と各地区との合同研修会を開催し、今後地域においても取り組めるように体験していただきました。

天童北部地域においても、3人の市スポーツ推進委員と、22人のスポーツ推進員がいますので、是非、御相談いただき、スポーツを通じた地域のコミュニティ形成や健康増進に取り組んでいただきたいと思います。その他御不明な点がございましたら、市文化スポーツ課や市立公民館に、お気軽に御相談ください。

また、市スポーツセンターでも、地域の皆様からの御要望に応じて、いきいきサロンなど様々なスポーツ・健康講座等に専門職員を派遣していますので、どうぞ御利用ください。

No.	8	標 題	災害時等における広報車による広報について
所管課等		危機管理室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>先日、地区内で高齢者の方が熱中症で倒れ、救急搬送された事がありました。これを受け、熱中症予防の啓発に地区自主防災会が広報車で巡回していただき、地区内で感謝の声が多くありました。最近では、豪雨などによる災害がいつ起きるかわからない状況もあり、広報車による広報があると、地域の方は情報共有でき、危機管理に対する意識も大分違うと思いますので、是非、積極的な広報をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>8月3日から4日にかけて発生しました記録的な大雨により、本市におきましても、最上川の水位が急速に上昇し、氾濫の恐れがあるため、4日の早朝に蔵増地域、寺津地域、成生地域の一部に避難指示を発令しました。合わせて、早朝でしたが職員による広報班がそれぞれ手分けして、避難対象地域に広報車による広報を実施したところです。</p> <p>今後とも、災害時等における情報伝達手段の1つとして、迅速な広報を心掛けていきますが、是非、市民の皆様には、広報車による広報に限らず、テレビ・ラジオやインターネットなど色々な手段で情報収集をしていただき、早めの避難をお願いします。</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

- No. 1 **千葉県八街市の死亡事故を受けた小学生通学路総点検等について**
生活環境課、建設課、教育総務課
- No. 2 **集中豪雨対策等について**
総務課、危機管理室、上下水道課
- No. 3 **公園の樹木の伐採等に対する補助について**
建設課
- No. 4 **歩道の除雪について**
建設課
- No. 5 **新型コロナウイルス感染症対策について**
健康課、市民病院
- No. 6 **冬季農道の除雪について**
建設課
- No. 7 **除雪について**
建設課
- No. 8 **地域のつながりについて**
生涯学習課
- No. 9 **障がい児のサポートについて**
社会福祉課、健康課、学校教育課
- No. 10 **中学3年生への給付について**
子育て支援課

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

No.	1	標 題	千葉県八街市の死亡事故を受けた小学生通学路総点検等について
所管課等		生活環境課、建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和3年6月28日千葉県にて、小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷した事故が起きました。昨年度も質問しましたが、事故を受け、全国の小学校通学路の危険箇所の把握・対策が進められていますが、天童市（小学校12校）の取り組みの進捗状況を教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では通学路の安全確保を図るため、毎年、市、教育委員会、学校、道路管理者等が集まり、学校等から報告のあった危険箇所を点検し、状況にあった安全対策を行っています。</p> <p>昨年度は3月に学校から報告のあった危険箇所のほか、千葉県八街市で発生した事故を受け、緊急点検により把握した箇所を含めると合計で38箇所の危険箇所を確認しています。そのうち33箇所については注意喚起の路面表示やグリーンベルトの設置などハード面の対策と、警察署による速度取締りの強化や登下校指導などソフト面の対策を実施しました。</p> <p>なお、昨年度御提言いただいた押切川橋東側道路の歩道の設置については、道路管理者である県に対して引き続き要望を行っているとともに、天童西部交番交差点の押ボタン式信号機の改善については、県に対する重要事業要望に追加して公安委員会へ要望しています。</p> <p>また、今年度については、学校から24箇所の危険箇所の報告を受けており、7月中に安全点検を終了しています。現在、順次安全対策を実施していますので、引き続き児童生徒の登下校時の安全な通学に御協力をお願いします。</p>			

No.	2	標 題	集中豪雨対策等について
所管課等		総務課、危機管理室、上下水道課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和2年7月28日の集中豪雨により今町地区が浸水しました。昨年度も質問しましたが、集中豪雨対策のその後の状況を教えてください。</p> <p>今年の8月3日の豪雨により、8月4日5時30分に各所に避難所が開設されました。大きな水害が無かったと思われませんが、次の点について教えてください。</p> <p>(1) 開設避難場所と避難者数を教えてください。</p> <p>(2) 一部水害があったと思われませんが、状況を教えてください。</p> <p>(3) 避難所開設時に早朝から開設・避難者受け入れ等に精力的に取り組んでいた市職員の皆さんへの食事対応について教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和2年度の集中豪雨による下水道の対策については、流域下水道山形浄化センターの貯水池整備及びポンプ車配備を令和4年7月までに完了しており、令和4年</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

7月27日には今町地区を対象として完成状況の現地視察を行っています。また、浄化センターを使用している県・市・町では、雨天時浸入水対策会議を開催して、対策の情報共有を図るとともに雨水が下水道に流れない対策に着手しています。

また、本市の対策としましては、下水道マンホール蓋の安全対策工事を実施しています。工事は、昨年度に今町地区内が完了しており、本年度も継続して上流地区の整備を行っています。6月には雨水誤接続や宅内ます破損防止のチラシを市内の全戸に配布して、雨水を下水道に流さないことの啓発活動を実施しています。

8月3日からの大雨時の対応については、市内4か所に避難所を開設し、その開設場所と避難者数については、市スポーツセンターが96人、成生公民館が38人、高揃公民館が26人、第三中学校が21人で、合計で181人が避難した状況です。

また、被害状況については、交り江地内などで道路の冠水等が見られた箇所もありましたが、すぐに解消した状況であり、床上・床下浸水等の住家(じゅうか)被害や人的被害はありませんでした。

一方、最上川の増水等により蔵増地区及び寺津地区が浸水し、ももや西洋なし等の農作物の被害が確認されており、その被害額は約2千4百万円となっています。

なお、災害時における職員の食料等については、地域防災計画及び業務継続計画において、災害協定による調達等で確保することとされていますが、避難した市民への供給を第一として想定しています。そのため、職員の食料等については、あらかじめ各自が備蓄に努めることとしており、災害時の初動対応として、自身の食料等の準備を職員に周知し、対応することとしています。

No.	3	標 題	公園の樹木の伐採等に対する補助について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>小関地区の小関公園、柏木西公園には大きな樹木があり、枝が道路にはみ出し、また、落葉の時期には周辺に葉が散乱し、片づけることに苦労しています。</p> <p>人力で枝を伐採するには危険を伴い、また、業者を頼むのにも費用が掛かるため、市から補助があれば大変助かります。</p> <p>交り江西公園の樹木も、伸び放題となっています。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>地域の皆様には、日頃より小関地区の公園の美化活動に御協力いただきありがとうございます。</p> <p>公園の樹木については、枝の伸び具合や地域の御要望を踏まえて、市で剪定を行っています。</p> <p>御提言の小関公園、柏木西公園については、9月中旬に剪定作業が完了し、交り江西公園については、2月末に剪定作業を完了しています。</p> <p>なお、地域の御要望による剪定の場合は、作業前に地域と現地を確認の上、対応を行っていますので、よろしくお願ひします。</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

No.	4	標 題	歩道の除雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>県道天童河北線の歩道の除雪は、生徒の登校する前に完了するようにお願いします。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>この度御提言のありました県道天童河北線の歩道除雪について、道路管理者である山形県にお伝えしたところ、「歩道の除雪につきましては、通勤及び通学時間帯までに完了できるよう努力していますが、降雪の時間帯や積雪量により、通勤・通学時間帯までに除雪を完了できない区間が生じてしまう場合があることを御理解くださるようお願いいたします。また、歩道の除雪の際には、できる限り雪を残さないような除雪を心がけていきます。」という回答をいただいておりますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	5	標 題	新型コロナウイルス感染症対策について
所管課等		健康課、市民病院	
<p>《市民のこえ》</p> <p>(1) 市民病院の発熱外来の在り方について</p> <p>今年のお盆に受診しようとしたのですが、なかなか受診できない状況でした。平常時の対応とお盆休み、年末年始等の長期間の休みの際の対応について教えてください。</p> <p>(2) PCR検査に係る市と市内の医療機関の連携について</p> <p>市内のどの医療機関でPCR検査を受けることができるのか（いつ、何時から受付をしているのか、何人まで検査を受けることができるのか）が電話をして確認しなければならず、非常に手間です。HPにおける公開や市に確認したときに詳しい情報を教えていただけるようにしてください。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>(1) 市民病院の発熱外来の在り方について</p> <p>お盆期間中は、市内の一般の医療機関が休診となっていたことから、市民病院に患者さんが集中しました。特に、新型コロナウイルス感染症に係る検査目的や診断書の作成が目的の受診が増え、「重症化リスクがある患者さんを早期の治療につなげる」という、発熱外来の本来の目的を達成することができない状況でした。</p> <p>また、8月には、市民病院だけでなく、県内の医療機関全体がひっ迫した状況になったことから、9月1日からは、市販の簡易キット等を使用して陽性反応が出た場合には、県の健康フォローアップセンターに登録することにより、確定診断をすることが可能となりました。さらに、病状が悪化するなどの重症化リスクが生じた場合には、県の健康フォローアップセンターが重点医療機関等と調整を行う制度が創設されました。市内には、無料でPCR検査を行うことができる薬局が6か所設</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

置されています。

なお、新型コロナウイルス感染症の「第7波」の感染の拡大は、8月にピークアウトし、9月以降については、市民病院の発熱外来の受診を希望される方のほぼ全員が受診することができる状況となっています。

(2) PCR検査に係る市と市内の医療機関の連携について

発熱等の症状があつて受診を希望する場合、まずはかかりつけ医に御相談いただき、かかりつけ医がない場合は24時間対応の県受診相談コールセンターに相談していただき、お近くの医療機関を御案内する流れとなっています。

市内の診療・検査医療機関と診療時間については、県がホームページに公開しており、市のホームページからも閲覧できるようになっています。

なお、受診できる医療機関は、その日の体制により診療・検査人数も異なるため、受診先等の相談については県受診相談コールセンターを御利用ください。

No.	6	標 題	冬季農道の除雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年度、アンダーパス工事の迂回路目的で農道の除雪を実施していただきました。農道は、多くの方の通勤や迂回路として、生活に欠かせない道路となっています。昨年度の除雪は、今回だけとの説明が建設課よりありましたが、多くの方より、農道の除雪の要望が寄せられています。</p> <p>昨年、冬季間の農道の除雪作業が効率良く行えるように沿線の地権者に雪寄せ場として10ヶ所位、町内会よりお願いし、実施していただきました。今年度も、協力体制は了承いただいていますので、検討の上、冬季間の除雪をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>昨年度は、成生地区の皆様、久野本地下道の工事に伴う交通規制に御理解と御協力をいただき、心より感謝を申し上げます。</p> <p>御提言にありました、昨年度に当該農道（農道成生1号線）を除雪路線とした経緯については、久野本地下道の全面通行止めによる車両通行の変化に対応するため、地域の皆様と話し合いを行い、工事期間中に限って除雪を行ったものですので、御理解をお願いします。</p>			

No.	7	標 題	除雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>前年度において、高齢者の方から「除雪車の道路の雪のはき方が狭く歩いて車とすれ違ふと怖い」という相談が時々ありました。</p> <p>特に交り江5丁目の裏通りに関して、例年と違い、はき方が大変狭かったようです。</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

今年度は高齢者の安全安心、車同士のすれ違いを考慮し、広く除雪をしていただければと思います。

<回答及び対応状況>

昨年度は大雪となり、日中の気温も低く雪が解けにくい状況であったため、道路端や交差点などに雪が積み重なり、歩行者や車両通行時の見通しに影響が生じた状況となりました。

地区内の主要な路線については、道路パトロールにより現地の確認を行いながら、必要に応じた幅出しや排雪作業を実施しました。また、生活道路については、1車線の通行が確保できるような除雪に努めたところです。

本市の道路除雪については、道路の雪を道路脇に寄せる除雪方法となるため、冬期間は通常時より道路幅員が狭くなってしまいますが、すれ違う場合には譲り合っていたりなど、市民の皆様に御協力をいただきながら冬期間の道路通行の確保を図っています。

今後も、除雪パトロール等の強化を行いながら、市民生活の安全確保の向上に向け、適切な除排雪に努めていきますので御理解をお願いします。

No.	8	標 題	地域のつながりについて
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、コロナ禍ということもあり、町内会等地域のつながり、関係が希薄になっています。老人クラブや婦人会等の高齢化社会を支える大事な地域団体においては、消滅または弱体化している状況です。</p> <p>8月の大雨の際には避難指示が出ましたが、このような時こそ地域における相互の助け合いが必要となり、日頃の各団体の活動、団体間の連携が重要です。</p> <p>地域のつながりが希薄になっている中で、市民憲章を実践するにあたっては各種団体の再構築が必要であると考えますが、市の考えを教えてください。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>老人クラブや婦人会など地域団体の活動が困難となっていることは、成生地区だけでなく各地域共通の課題となっています。特にこのコロナ禍においては、地域行事等が制限され、団体及び団体間の連携した活動による地域のつながりの希薄化に益々拍車がかかっていると思われます。</p> <p>「人生100年時代」と言われる中、「元気に活躍し、安心して暮らせる地域社会」を構築するため、地域団体は、その生きがいがづくりの受け皿として、時代のニーズにあった魅力のある活動の展開や新たな会員の加入、その負担軽減を図っていくことが必要であると考えます。</p> <p>超高齢社会へと進む現在、仕事を退職した方など、地域にはたくさんの人材が埋もれていると推測します。そのような方々が公民館事業や地域活動に参加し、将来的に地域活動の担い手となることができるよう、積極的に働きかけていくことも大切です。</p> <p>市では、それぞれの地域の実情に応じて、各団体の支援や地域活動のコーディネート</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

一トを地域活動の拠点である市立公民館を通して、今後とも、各団体の支援に努めていきたいと考えています。

子どものうちから、地域・故郷のことを知る、参加するということが大事ですので、そういった動きを学校の中で作っていききたいと思います。

No.	9	標 題	障がい児のサポートについて
所管課等	社会福祉課、健康課、学校教育課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>就学時前健診よりも前に、もう少し障がい児支援についての詳しい情報を教えてください。</p> <p>また、療育手帳や放課後デイサービス、通学時に利用するタクシー券等の情報を、もう少し早めに教えていただき、サポートしていただきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>障がいのあるお子さんへの支援については、1歳6か月児健診や3歳児健診後の経過観察のほか、保育施設等への巡回相談、満1歳から中学3年生までを対象とした、発達支援相談（すこやかルーム）を実施しています。保護者の方からの相談がある場合、保育施設等や子育て支援課、健康課、学校教育課と情報を共有し、連携を図りながら各種制度等の案内を行っているところです。</p> <p>今後も、更に関係機関との連携強化に努めながら、保護者の方から必要とされる情報を的確に提供し、安心して就学を迎えられるよう支援していききたいと考えています。</p>			

No.	10	標 題	中学3年生への給付について
所管課等	子育て支援課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>中学3年生の子どもがいます。新型コロナウイルスの感染がはじまったのが、小学生卒業時で、様々なことを縮小させて卒業式、中学校の入学式を行いました。ちょうど2年前から、エール10という事業が始まりましたが、ぜひ、今の中学3年生も、コロナ禍で頑張ってきましたので、卒業に向けて、何か支援していただけないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>コロナ禍で全てのお子さんがあらゆる場面で制限を受けながら頑張っている学校生活を送られていることと存じます。</p> <p>入学応援金「エール天」は、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、これからの天童市を担う子ども達が伸び伸びと学校生活を送るための一助となるよう、小学校及び中学校に入学した児童生徒一人につき10万円を給付する事業として、令和3年度から新たにスタートしました。市としては、財政面においても将来にわ</p>			

成生まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月16日開催

たり継続可能と判断した現行の制度を維持しながら、その他様々な施策により、総合的な子育て支援に取り組んでいきますので、御理解をお願いします。

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月29日開催

- No. 1 **排水ポンプの設置について**
建設課
- No. 2 **倉津川堤防内の支障木について**
建設課
- No. 3 **サイレンの鳴り方について**
消防本部
- No. 4 **今年8月の大雨による水害について**
危機管理室、建設課
- No. 5 **除雪機の貸し出しについて**
市長公室
- No. 6 **除雪について**
建設課
- No. 7 **通学路の速度規制について**
生活環境課、建設課、教育総務課
- No. 8 **小中学校のスクールバスの導入について**
生活環境課、教育総務課、学校教育課

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月29日開催

No.	1	標 題	排水ポンプの設置について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>豪雨時の水門の排水を市の排水ポンプ車で対応していますが、常設の排水ポンプを設置していただくことを要望します。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>近年、異常気象による局地的な集中豪雨が頻発しており、市西部地域の皆様が御心配や御苦勞をされていることは承知しているところです。</p> <p>市としては適正な避難情報等の発信に努めるとともに、住民の皆様においては洪水ハザードマップ等を御確認いただき、日頃より災害への備えをお願いします。</p> <p>なお、高野辺水門に常設の排水ポンプを設置することについては、河川管理者である県から、設置することは困難であるとの回答をいただいています。しかしながら本市では、河川の流下断面の確保を図れるよう、堆積土の撤去や支障木の伐採など、適切な対策を県へ要望しています。</p> <p>また、本市では、豪雨時の内水被害に備え、平成26年度に排水ポンプ車、令和3年度に可搬式排水ポンプを4台配備し、引き続き、内水被害の軽減を図っていきます。</p>			

No.	2	標 題	倉津川堤防内の支障木について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>倉津川堤防の強化工事により、以前に比べて土砂崩れによる越水の可能性がかなり軽減されたと判断します。しかし、堤防の外側はきれいに整備されましたが、実際に水が流れる内側に多くの支障木があり、豪雨の際は水の流れに悪影響を与えると推測されますので、早々に撤去をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>この度の御提言について倉津川の河川管理者である県に伝えたところ、「御要望にあります倉津川の状況は、定期点検により把握していますが、村山総合支庁本庁舎管内で管理する河川が60河川、総延長約300キロメートルあり、その中で緊急性が高い箇所から優先順位を決めて、堆積土の撤去や支障木の伐採を順次進めているところですので御理解いただきますようお願いいたします。なお、倉津川の状況につきましても、今後とも注視していきます。」との回答をいただきました。</p>			

No.	3	標 題	サイレンの鳴り方について
所管課等		消防本部	

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月29日開催

《市民のこえ》

昨年、防火週間時に窪野目地区の半鐘のサイレンを鳴らそうとしたところ、サイレン本体に沢山の虫が詰まり、回転板が回らない状態でした。他の地区でも虫によるサイレンの不具合が起こる可能性がありますので、発生防止についての周知をお願いします。

また、サイレンの鳴らし方についてネットで調べると全国统一の鳴らし方と市独自の鳴らし方がありました。天童市の鳴らし方について消防署に問い合わせたところ、全国统一の鳴らし方とのことでしたが、市民の方は、サイレンが鳴っていてもその意味を把握していないかと思えます。鳴り方の意味についての周知もお願いします。

＜回答及び対応状況＞

サイレンの鳴らし方については、秋の火災予防運動（11月9日～15日）の市報での広報時に周知しました。

また、天童市総合防災訓練で、訓練の中に火災信号を吹鳴しアナウンスをすることで周知を図りました。

No.	4	標 題	今年8月の大雨による水害について
所管課等		危機管理室、建設課	
<h3>《市民のこえ》</h3> <p>2年前にも水害があり、災害が常態化しつつあるのではないかと思います。前回と今回のことから、新西橋から樽川合流地点までの前田川右岸道路とその合流地点から下流に約350メートル先の堤防までの樽川右岸道路の20センチメートル程度の嵩上げを要望します。ただし、嵩上げの高さは参考であり、2年前の災害時、その場所より越水し高野辺地区の孤立が発生したので、専門的な立場から高さの決定をお願いします。</p> <p>関連して、今回の災害避難指示等の携帯へのエリアメールについて、河北・寒河江方面のメールは頻繁に入りますが、天童市は一回のみであり市民への連絡対応やエリア内にいる市外の方への情報の発信が不十分ではないでしょうか。</p>			
<h3>＜回答及び対応状況＞</h3> <p>御提言の前田川右岸道路及び樽川右岸道路は、どちらも県が河川管理者となっている前田川及び樽川の堤防となっています。</p> <p>御提言のような部分的な堤防の嵩上げは治水上、十分な検討が必要であると考えています。現在、県による樽川調節池の実施設計が進められていますので、樽川及び前田川の治水対策の考えとして、この度の御意見を伝えていきます。</p> <p>また、本市では引き続き、排水ポンプ車等による内水被害の減災対策を行っていきますので、今後とも地域の皆様の御理解と御協力をお願いします。</p> <p>エリアメールなどの災害情報等の配信サービスについては、気象庁から配信される地震速報や自治体で発信する避難情報等があります。</p> <p>今年8月3日からの大雨に係る本市からのエリアメールの発信状況については、最上川下野水位観測所の水位が8月4日午前6時50分には氾濫危険水位を超える</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月29日開催

予測が発表されたことから、成生、蔵増及び寺津地域の3つの地域へ、午前5時30分に避難指示の発令を同時に発信し、午後2時40分にその解除を発信しています。

寒河江市では、最上川の下野水位観測所の上流にある長崎水位観測所の水位が、午前4時50分には氾濫危険水位を超えることが予測されたことから、午前4時30分に避難指示を発令し、午後3時30分に解除しており、エリアメールの発信は本市と同様で2回となっていました。

河北町では、町内に最上川の無堤区間があることから、下野水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた段階である午前4時から、7時10分までに4つの対象区域毎に避難指示等を順次発令し、午後1時25分から6時10分までの間に、解除のエリアメールを対象地域毎に発信していたため、発信回数が多くなっていました。

今後とも、災害情報及び避難情報については、対象となる地域の方々に、迅速かつ適切な発信に努めていきます。

なお、本配信サービスについては、電波状況により他市町村の分も届く可能性がありますので、御理解をお願いします。

No.	5	標 題	除雪機の貸し出しについて
所管課等	市長公室		
<p>《市民のこえ》</p> <p>蔵増地区は高齢化率が高く、一人暮らしのお宅や高齢者夫妻のお宅が増えています。昨年度、高木地区に小型除雪機を貸し出し、除雪の検証実験をしたと聞いていますが、それらの検証結果と課題及び今後の展開について教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>昨年度から、地域の除雪を自主的に行う町内会等に除雪機を無償で貸し出し、住民との協働による雪対策を進めています。昨年度は、試行として1台購入し、高木町内会に貸し出したところです。</p> <p>高木町内会の実績ですが、主に通学路の幅だしや公民館等の公共施設周りの除雪を行い、作業日数は延べ13日、約28時間との報告を受けています。</p> <p>また、作業員として10人の登録があった中、従事した方は、実人数で8人、延べ人数は40人です。</p> <p>課題としては、貸し出しする除雪機が家庭用の一般的な除雪機より大きいことから、操作には多少の経験が必要なことや、作業に当たっては安全確保のため2人以上で行うこととしていることから、作業員の確保に苦慮したようです。そのことから、休日の作業が多くなっています。また、地域の要望に応えれば応えるほど、作業員の負担が増えますので、要望と実作業との調整が必要になります。</p> <p>今年度は、各町内会に希望調査をしたところ、10団体から申し込みがありましたが、聞き取りなどを行って、5団体に除雪機を貸し出しています。</p>			

No.	6	標 題	除雪について
-----	---	--------	--------

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月29日開催

所管課等	建設課
<p>《市民のこえ》</p> <p>積雪が10センチメートルを超えると除雪車が出動すると聞いていましたが、基準があるから業者は出動を戸惑うのではないのでしょうか。また、夜の時点での判断であり、その後日中にどんなに降っても除雪車は来ません。日中の融雪時にも除雪をすれば楽にできるのではないのでしょうか。</p> <p>予算にしても、当初予算が無くなった場合に速やかに予算措置を取れるような現場でないと、対応がスムーズに行かないと思います。</p> <p>一度除雪しても、もう一度巡回して除雪してみようという体制と効率的な作業ができるよう市と業者をお願いしたいです。</p> <p>また、ラ・フランスセンター前の東西線、スポーツセンター前の南北線の除雪は、中央部分に積雪を残し完了しています。交通量も多く、高速道路からの出入り口付近でもあり、他地域との比較になる場所でもあることから、きれいに除雪をお願いします。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市では、交通渋滞の発生や除雪作業の安全確保の問題、除雪オペレーターの交代要員の確保の問題や、間口に寄せられる雪に対する苦情など、課題が多くあることから、夜間除雪を原則としています。</p> <p>日中に気温が緩んだ際の除雪については、パトロールで現場の状況を確認のうえ、必要に応じて適切に対応していきます。</p> <p>また、様々な道路状況に対応するため、効率的で効果的な道路パトロールを実施し、適切な除排雪に努めていきますので、地域の皆様の御理解と御協力をお願いします。</p> <p>なお、除雪に必要な予算は確保していますので、御理解をお願いします。</p> <p>昨年度のような異常降雪時においては、除雪作業が思うように進まず、除雪の遅れや御提言のような掃き残しが生じた状況もありました。このような降雪状況においてはパトロールを強化し、掃き残しなどがあった場合には、除雪業者に指導していきます。</p>	

No.	7	標 題	通学路の速度規制について
所管課等		生活環境課、建設課、教育総務課	
<p>倉津川橋から旧天童大江線までの道路は通学路となっていますが、歩道が無いため危険と隣り合わせの状態です。また、日中にスピードを出した車が散見され、なおさら危険を感じます。</p> <p>そこで提案ですが、「ゾーン30」の設置や、「グリーンベルト」の設置を県に働きかけていただきたいと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言の路線については、通学路として指定された令和元年度以降、毎年、市、道路管理者、警察署等で構成する天童市通学路安全推進会議において、安全対策を協議しています。</p>			

蔵増まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月29日開催

御提案にある「グリーンベルト」も検討した経過がありますが、道路幅が狭い上に、路側帯にある電柱が障害となり設置が難しいため、路側帯を明確にするための外側線や停止線の再塗装などを重点的に行い、安全対策を図っています。

また「ゾーン30」の設置については、公安委員会で実施するものですが、路線ごとではなく周辺を一つの区域として設定する必要があり、設定区域全体が時速30キロメートルの速度規制になりますので、地域全体で話し合いの上、御相談くださるようお願いいたします。

今後も、警察署にパトロールの強化を依頼するなど、安全対策を実施していきますが、令和4年5月に通学時間帯に行った交通量調査の様子を見ると、周辺にお住まいの方の利用が大部分と思われるので、地域でも安全運転のお声かけをお願いします。

No.	8	標 題	小中学校のスクールバスの導入について
所管課等		生活環境課、教育総務課、学校教育課	
<p>近年の社会情勢について、不安なことが多発しています。登下校時に襲撃するといった内容の脅迫メールもありました。教職員、警察の方、子ども見守り隊の方、地域の方の協力もあり、蔵増地区では事件は起きていませんが、安全確保という意味では、小中学校のスクールバスの導入は有効ではないかと考えます。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>地域における子どもたちの見守り活動については、日頃より御尽力をいただき厚くお礼を申し上げます。</p> <p>最近、国内において子どもの安全を脅かす事案が多く見受けられます。まずは犯罪を起こしにくい地域環境づくりが最も有効な手段だと思えます。また、各小中学校では、危険予測や危険回避を目的とした避難訓練を行っています。火災や地震だけでなく不審者対応などを想定した避難訓練を計画し、自分の命は自分で守れるような訓練を行っています。</p> <p>本市では、スクールバス導入は検討していませんが、児童生徒が安全に登下校できるよう警察をはじめ学校、防犯協会など地域の関係団体と連携して犯罪のないまちづくりと自助能力を高める防災教育を推進していきます。</p> <p>今後とも地域の見守り活動については、御協力をいただきますようお願いいたします。</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

- No. 1 **おもだかの里の分譲された内容と今後の展望について**
都市計画課、学校教育課
- No. 2 **寺津4区の排水計画について**
建設課
- No. 3 **第三中学校生徒及び寺津小学校児童の通学路について**
生活環境課、建設課、教育総務課
- No. 4 **寺津児童館について**
子育て支援課
- No. 5 **県道長岡中山線へのガードレールの設置と歩道整備について**
建設課
- No. 6 **豪雨時における治水対策について**
建設課
- No. 7 **寺津児童クラブの支援体制について**
子育て支援課
- No. 8 **市街化調整区域の計画について**
市長公室、農林課、都市計画課、農業委員会
- No. 9 **須川河川敷の維持管理を含めた有効活用について**
建設課
- No. 10 **県野球場からイオンモール天童に通じる道路整備について**
建設課
- No. 11 **市道寺津新田線の急カーブの解消について**
建設課
- No. 12 **最上川舟運を活用した寺津の歴史・文化の発掘について**
生涯学習課
- No. 13 **脳ドックの補助について**
健康課

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

No.	1	標 題	おもだかの里の分譲された内容と今後の展望について
所管課等		都市計画課、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>寺津地区の課題であった、寺津小学校で複式学級にならないような子育て世代を支援する、山形県すまい・まちづくり公社の宅地分譲事業を、天童市より導入いただきまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>公社より本年3月をもって事業完了と伺っていました。</p> <p>“おもだかの里”天童寺津の5件の分譲された最終内容を教えていただきたいと思ひます。また、導入時に初期の目的達成のため候補地等もいろいろ検討しましたが、まだ不十分であると思ひています。</p> <p>今後の寺津地区における住宅団地整備計画について、市長の考えを教えてください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>“おもだかの里”天童寺津については、子育て世帯に3区画、若者世帯に1区画、一般世帯に1区画を分譲しました。令和5年2月末現在、居住者は5世帯16人で、内子どもは7人となっています。</p> <p>これまで、市街化調整区域においては、住宅建設に係る許可条件が厳しく、なかなか住宅の建築ができないとの声がありましたが、平成30年度から開発許可制度の規制を緩和し、道路や上下水道が整備されたエリアにおいては、どなたでも居住できるようになりました。その結果、近年は市街化調整区域における分譲や空き家の再利用による定住も促進されています。</p> <p>最近では、緑豊かで子育てしやすい環境を望む世帯や建物価格の上昇に伴い求めやすい宅地の需要が増加していることから、市街化調整区域に居住を検討している若い世帯が増加しているようです。</p> <p>今後の寺津地区を含む市街化調整区域の整備については、このような動きを注視しながら、民間活力による住宅政策を基本に定住促進を図っていきたくと思ひています。</p> <p>なお、寺津小学校については、推定では、数年後に複式学級になる可能性がありますが、今後、子どもが増えれば解消される見込みです。</p>			

No.	2	標 題	寺津4区の排水計画について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>排水不良の常習地域である寺津4区から、改良について要望があり、市からは色々対応していただけてきましたが、抜本的な改善にはなりませんでした。</p> <p>令和2年7月豪雨では、寺津小学校東側の道路が以前にも増して長時間の冠水になりました。市建設課から抜本的な改良計画を進めていると伺っていますが、現在の進捗状況を教えてください。</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

<回答及び対応状況>

令和2年7月の豪雨により道路が広範囲にわたって冠水したことを受けて、現地の地形や集水面積、既設側溝の流下能力を確認し、概略設計を行いました。

既設の側溝の流下能力を大きく上回る水量が集中することにより冠水が発生している状況であることが分かったため、既設側溝の流下能力を補うため既存側溝に加えて新たな側溝を併設する計画としています。

新たな側溝を設置するにあたって、既存の地下埋設物（水道管、下水道管、防火水槽）の移設が必要な箇所もあることから、関係機関（上下水道課、消防署）との協議を進めているところです。御理解をお願いします。

多大な事業費を要する事業であり予算の確保に課題がありますが、令和6年度の工事着手を目指し、調整を進めているところです。

No.	3	標 題	第三中学校生徒及び寺津小学校児童の通学路について
所管課等	生活環境課、建設課、教育総務課		
<p>《市民のこえ》</p> <p>県道山形羽入線と市道新田矢野目線のT字路交差点は、長年にわたり第三中学校の生徒と寺津小学校の児童の通学路になっています。この場所に、地域の長年の要望であります横断歩道を設置し、地域の子供たちの安全を確保していただきますようお願いいたします。県道がカーブであるため、横断歩道が設置できないのであれば、何らかの方法を考えていただきたいと思えます。昨年も提言しましたが、対応状況の進捗と今後の方向性を教えていただきたいと思えます。</p> <p>また、寺津小学校児童と第三中学校生徒の通学路となっている県道山形羽入線の深山神社前の横断歩道は、緩やかなカーブとなっており、直前にならないと気付くことができない環境となっています。横断歩道の存在を気付かせようと今年からペイントを施していただいておりますが、いまだ十分とは言えない状況です。登下校中の児童・生徒が安全に安心して横断歩道を渡ることができるよう更なる横断歩道区画線の改良をお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>7月14日に、天童警察署、県及び市の道路管理者、地元関係者等が現地に集まり、交通安全対策についての話し合いを持ちました。</p> <p>T字路交差点への横断歩道の設置については、警察から当交差点がカーブの手前に位置するため、新たに設置するのは難しいとの回答がありました。このため、これに代わる安全対策として、県道山形羽入線を横断する際は近くの藤内新田公民館前の横断歩道を利用するように通学指導を行い、市道新田矢野目線を横断しやすくするために、注意喚起の路面表示と外側ドットラインの塗装を実施しました。</p> <p>また、深山神社前の横断歩道の手前の路面上に新たに塗装されました注意標識については、ドライバーから非常に見えにくいとの指摘があったため、県の道路管理者において注意標識をもっと見えやすいように塗装のやり直しを検討していくとのことです。</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

No.	4	標 題	寺津児童館について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市内3か所の児童館の内、すでに2か所が民間のこども園等になっており、いまだ寺津児童館だけが何も方向性が決まっていないようですが、市の考えはどのようになっているのでしょうか。子どもたちの保育の平等から早急な対処をしてほしいと思います。住宅団地に5軒建ち、地区民も大変喜んでいきます。小さな子供たちもたくさんいます。その子供たちの受け皿がないのでは、若い方たちの定住は、なかなか増えてこないのではないのでしょうか。民間でできないようなら市で運営してくださるのが一番いいと思っています。</p> <p>今の子育て世代のニーズに合わない保育時間や未満児・障がい児の受け入れ対応ができない寺津児童館は廃止して、公共施設を有効活用した新しいスタイルの施設運営にしていきたいと思います。</p> <p>寺津地区から保育施設を無くさないでください。切に市長にお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>寺津児童館の令和4年度の利用児童は年中組6名で、新規入館児童はいませんでした。</p> <p>令和5年度については、寺津地域内の未就学児2名が入館し、年長児6名、年少児2名の合計8名が寺津児童館を利用することになります。</p> <p>寺津児童館の認定こども園等への移行については、児童数の確保をはじめ様々な課題があり、具体的な移行計画を示せない状況です。</p> <p>寺津地域の保育ニーズを把握するため、令和5年2月に寺津地域の未就学児がいる世帯を対象としてアンケートを実施し、現在集計しています。</p> <p>寺津児童館の今後の方向性については、実施したアンケートを参考に検討し、出来るだけ早期にお示ししたいと考えています。</p>			

No.	5	標 題	県道長岡中山線へのガードレールの設置と歩道整備について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>豪雨災害時、避難先の高掬までは県道277号長岡中山線を通って避難しますが、県道に並行して流れる都川に落ちないか心配です。都川側へのガードレールの設置と、外灯も明るいものに更新をお願いします。</p> <p>また、県道277号長岡中山線の寺津高掬間は電車を利用する高校生の通学路です。この区間は歩道がなく、交通量も少ないため、危ないと感じています。自転車安全に通学できるよう歩道（自転車道）の整備をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>一般県道長岡中山線については、本市としても、寺津地区の避難路であり、通勤通学に必要な地域間を結ぶ重要な道路であることから、安全に通行できるように歩</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

道の整備や安全施設の整備が重要であると認識しています。そのため、歩道及びガードレールの設置について、本市の重要事業要望として、県に対し要望を行っていますので、御理解をお願いします。

また、外灯について現場を確認したところ、御提言の路線上で4箇所が消えている状態でしたので、7月29日までに修理を完了しました。

No.	6	標 題	豪雨時における治水対策について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和2年7月豪雨では須川も増水し、寺津にある須川樋門が逆流防止のため閉門され、都川や関川の内水により寺津地域で浸水被害（床下）が発生しています。幸いにも降雨が治まったため、被害は少なく済みましたが、市内に雨が降り続いていると、寺津地域において生命と財産が危険にさらされていた状況となっていました。寺津の新たに造成された“おもだかの里”天童寺津周辺も冠水しており、安心して暮らせる地域づくりは喫緊の課題と考えています。近年はいつでもどこにおいても線状降水帯のような激しい降雨が長く続くことも想定されます。都川と新田川の治水対策について御検討をお願いし、寺津地域において浸水被害がないよう安心できる地域に向けて一緒に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>また、令和2年7月豪雨時は都川が氾濫し多数の地区民が市立高揃公民館などに避難しました。その後、都川の改修工事などが行われており、行政の対応には感謝しています。しかしながら、現在、須川樋門前の都川内に土砂が堆積し、川幅が狭くなっている部分があり、内水対策に影響を与えないものか気になっています。この土砂を撤去した方がいいと思っていますが、市としての見解を伺えればと思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>都川と新田川の治水対策においては、須川及び最上川の流下断面の確保として、国に堆積土砂の撤去、支障木の伐採等の適切な維持管理を要望するとともに、流域全体の流出抑制対策として三郷堰土地改良区様から田んぼダムに取り組んでいただいているところです。</p> <p>なお、都川の治水対策としては、これまで継続的に取り組んできた護岸工事に目途がついたことから、令和2年度からは支障木の伐採や河道内の堆積した土砂を取り除く工事を進めており、今年度も工事を完了しています。</p> <p>今後も定期的な河川の維持管理を進めていきますので、御理解と御協力をお願いします。</p>			

No.	7	標 題	寺津児童クラブの支援体制について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

現児童クラブは、平成28年に建設されました。現在の児童クラブの現状を見るとあまりにも狭すぎて、隣接する市立寺津公民館を最大限活用させてもらっていても、子供同士のトラブルが発生してしまうことも多いと感じています。伸び伸びと子供たちを遊ばせ保育できる環境整備をお願いしたいと思っています。

また、寺津児童クラブの職員（協会長、支援員）の労働環境改善のために、委託元である市の支援の在り方を検討していただきたいです。そこで、寺津児童クラブの健全な運営のためにも、市全体の児童クラブを運営する統一した事務所を有する機能強化が必要なことだと考えています。市全体を運営する組織にして、安心して運営できる職員配置や予算管理ができる組織にしてほしいと思います。市長の考えを教えてください。

<回答及び対応状況>

令和5年3月1日現在、寺津児童クラブには、受入可能人数の40人に対し、1年生が12人、2年生が12人、3年生が5人、4年生が10人、5年生が6人、6年生が4人の計49人が利用しています。

令和4年度の保育実施にあたり、受入可能人数以上の児童を受け入れることについて、市では受入可能人数内に収まるよう入所調整をお願いした経過がありますが、待機児童を出したくないという児童クラブ側の意向を尊重して現在の利用児童数になっているものと理解しています。

令和5年度の保育実施にあたっては、令和4年度の保育の状況等を考慮し、児童クラブ側で入所調整を実施した上で、1年生が10人、2年生が12人、3年生が10人、4年生が5人、5年生が10人、6年生が0人の計47人が利用する予定と伺っています。

隣接する市立寺津公民館を最大限活用していただいた上で、現在の施設でのよりよい保育を児童クラブとともに検討していきたいと考えています。

また、現在市内の各児童クラブ協会間で運営の統一化に向けての話し合いが行われており、実現すれば、各児童クラブの運営基盤がより強固なものになると思われます。市として、運営の統一化に向けて必要な支援や助言を行っていきたいと考えています。

No.	8	標 題	市街化調整区域の計画について
所 管 課 等		市長公室、農林課、都市計画課、農業委員会	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市街化調整区域としての寺津地区の5年、10年後の行政プラン等、検討しているものがあればお伺いしたいです。</p> <p>現在の農村環境は良好に保たれていると思いますが、70代、80代の農家は10年後には現役引退が見込まれ、後継者の有無によっては耕作放棄地が増える可能性があると思います。また、少子高齢化の傾向は今後も続くと思われ、人口も減少していくのではないかと危惧しています。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>市街化調整区域は無秩序な開発を抑制している区域であり、併せて寺津地域の農</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

地は農振法（農業振興地域の整備に関する法律）により大半を農用地域として位置づけており、農業を土地利用の面から保護しているため、優良な田園集落の維持が図られているものと考えています。

しかしながら、本市の人口も平成17年の国勢調査をピークに下降し、人口減少局面に入っています。この状況下において、市街化調整区域の人口減少は、市内中心部と比較して顕著となってきています。

そのため、これまで主に農業によって調和を保っていた田園集落も、少子高齢化による管理が困難な農地の増加に伴い、地域の活力が低下してきているものと捉えています。

こうした中、昨年度、国において「人・農地など関連施策の見直し」が行われたことから、今後、各市町村において、10年後に目指すべき農地利用の姿を表示する「目標地図」を含めた「地域計画」を令和6年度末まで作成することが義務化される予定です。本市においても、このような国の方針に則り、将来的な農地の出し手と借り手の意向を丁寧に確認しながら、地域の農業の将来の在り方について、農林課、農業委員会、農協、土地改良区及び農地バンク等の関係機関と一緒に、地域の話し合いを通して決めていきたいと考えています。

本市の持続的な農地利用に向けて、地域の担い手への農地集約化に重点を置き、関係協力機関と共に支援を図っていきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

No.	9	標 題	須川河川敷の維持管理を含めた有効活用について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>三郷堰土地改良区では、最上川より取水し中山町にある揚水機により、送水管と水管橋で天童市の農地に水を届けています。三郷堰水管橋は、須川に架かる農業用水専用の水管橋で当改良区にて管理しています。</p> <p>須川に架かる水管橋部分（占用地）を年3回程度の草刈りと除草剤散布などにより維持管理していますが、周辺の河川敷には草木が生い茂ってきており、樹木も大木になりつつあります。防犯や地域環境保全のうえでも荒らすことなく管理することにより、地域の憩いの場となればいいのではないかと考えます。できる限り当改良区においても地域のため保全していきたいと考えていますが、行政としても御支援と御協力いただくとともに国とも協議を含めた今後の在り方について一緒に取り組んでいただきたいと思います。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>河川区域内の樹木については、木材の採取を希望する民間企業や地域の住民の方に伐採していただく「公募型樹木伐採」に、寺津地内の須川河川敷についても取り組んでいく計画であると須川の河川管理者である国土交通省より回答をいただいています。</p> <p>また、落合橋下の河川敷については、支障木の伐採及び除草等の環境保全といった良好な河川環境の整備について、本市の重要事業要望として国土交通省へ要望を行っています。</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

5市5町で構成する最上川上流村山地区改修期成同盟会においても、寺津地区の活性化を図るための須川の環境整備の促進について、国土交通省に重ねて要望しているところです。

今後も実現に向け、引き続き要望を行っていきたいと考えていますので、御理解をお願いします。

No.	10	標 題	県野球場からイオンモール天童に通じる道路整備について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>寺津地区内には食料品等の日用品を扱う商業施設がないため、距離的に似通っている天童市街か山形市嶋地区か中山町や寒河江市等の他市町に行くこととなりますが、天童市街に行こうとすると高橋地区の住宅地の中を通るか、数年前に完成した藤内新田から塚野目に抜ける道路により大きく迂回することになるため、他市町を選択してしまうケースが多い現状です。</p> <p>ぜひ、この路線の早期事業化をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>当該路線は、本市の幹線道路として位置付けており、道路機能の向上に必要な道路であると認識しています。</p> <p>幹線道路の整備には多額の費用が伴うことから、国の交付金事業を活用し、順次整備を図っているところですが、国の交付金事業を取り巻く状況は、財源をはじめ非常に厳しい状態です。</p> <p>本市としては、現在取り組んでいる路線の早期完成に力を注ぎ、事業効果を発揮させた後に、当該路線を含む未着手事業について、状況を見定めながら計画していきたいと考えています。</p>			

No.	11	標 題	市道寺津新田線の急カーブの解消について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>数年前、高橋接骨院付近の急カーブで死亡事故がありました。以前からこの部分のカーブは直前まで直線が続き、いきなりカーブとなるため、身体に遠心力が感じられ、見た目以上にきつと感じていました。事故後、注意喚起の表示やセンターラインの変更等の対策が行われていますが、初めて通行する人はカーブの急さに慌てるのではないかと考えています。ぜひ、工事によりこの急カーブの解消をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和2年5月に発生した事故について、直ちに天童警察署、山形県警察本部、交通安全協会、市の関係課等が現地を確認し、必要な事故防止対策が検討されました。</p>			

寺津まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月2日開催

対策として、路面にドットラインや“カーブ注意”の文字の表示、センターラインの引き直し、警戒標識及び線形誘導標の設置、ガードレールの設置等を行うことになり、令和2年9月までに工事を完了しています。

また、通行車両の速度違反もあるため、警察によるパトロールの強化をいただいていますので、御理解をお願いします。

No.	12	標 題	最上川舟運を活用した寺津の歴史・文化の発掘について
所管課等	生涯学習課		
《市民のこえ》 最上川舟運を活用した寺津の歴史をさらに発掘して地域活性化につなげていきたいので、更なる行政のサポートをお願いします。			
《回答及び対応状況》 最上川舟運の拠点として、江戸時代中期に発展した寺津河岸は、幕府公認の船着場であり、須川と最上川の合流点近くという立地を活かして、紅花や青苧、米等を輸送する要所として賑わいをみせていた地域となります。 市としましても、地域に残された歴史や文化は、その地域固有の魅力あるまちづくりを行う上で重要な要素の一つと考えています。 地域づくり委員会等を中心に、地域で話題を共有しながら、活動の輪を広げていただければと思います。			

No.	13	標 題	脳ドックの補助について
所管課等	健康課		
《市民のこえ》 60歳以上の女性に脳ドックの補助をして多くの方たちに早期発見・治療ができるようにしてほしいです。			
《回答及び対応状況》 脳ドックにつきましては、脳血管疾患等を早期に発見することが目的であり、脳血管疾患の発症リスクが高まる40歳以上の方の受診が推奨されています。検査については保険適用外となることから、会社員等が加入する一部の健康保険組合等での補助が行われています。 脳ドックにつきましては、健康増進法で定められている検診ではないため、本市をはじめとする多くの自治体では独自の補助は行っていない状況です。 現在のところ、脳ドックの補助は考えていませんが、脳ドックの有効性や市内医療機関での受診体制の確立等について、天童市東村山郡医師会をはじめとする専門機関と連携し研究していきますので、御理解をお願いします。			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月10日開催

- No. 1 **火災後の空き家の処理問題について**
都市計画課
- No. 2 **空き家敷地内の樹木管理について**
都市計画課
- No. 3 **国道13号山元交差点の矢印信号の設置について**
生活環境課
- No. 4 **有害鳥獣処理施設の建造について**
農林課
- No. 5 **除雪対策について**
建設課
- No. 6 **天童の歴史の伝承について**
生涯学習課
- No. 7 **宿泊療養施設の日常管理体制について**
市長公室
- No. 8 **紅花畑の駐車場スペース確保について**
商工観光課
- No. 9 **不法投棄について**
生活環境課

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月10日開催

No.	1	標 題	火災後の空き家の処理問題について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>下貫津町内会内で令和3年3月1日未明に発生した空き家火災の捜査が令和4年5月でようやく終了したと聞いていますが、その後の焼け跡の整地が進んでいません。</p> <p>町内会では、このままにされるのではないかと危惧していますので、整地作業を進めていただけないでしょうか。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>令和3年3月に発生した空き家火災のその後の処理について、地域の皆様が大いに心配されていることについては、十分承知しています。</p> <p>警察での捜査終了後、改めて現地の調査を進め、現在関係者との協議や官公庁への照会等を含め、様々な方面から解決に向けた努力をしている最中ですので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。</p> <p>今般の空き家火災の処理を含め、空き家に係る問題は、相続手続きが適正に行われなかったことを起因とするケースが大変多くなっています。</p> <p>皆様方も、この例を教訓として、空き家の適正な維持管理や適正な相続手続きが行われることとなるよう、改めて御家族内でも話し合われるのも良いことであると考えます。</p>			

No.	2	標 題	空き家敷地内の樹木管理について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、関の上町内会には3件の空き家がありますが、建物はもちろんですが、敷地内の樹木の管理がなされずに伸び放題で、道路へのはみだしが見られます。</p> <p>空き家の所有者と連絡も取れず、手入れのお願いもできない状況ですので、町内会としてのかかわり方や市として管理していただくことができないのか、アドバイスをお願いします。</p>			
<p>《回答及び対応状況》</p> <p>市内の空き家について、今年度、市内全域の空き家の実態調査を各自治会長に依頼し、各々の町内会などから御協力をいただき、現状の把握を実施いたしました。</p> <p>空き家を含めた不動産は、個人の財産であるため、市や町内会を含めた第三者による直接的な対処が難しいところです。また、所有者や相続人などの管理者が適正に維持管理すべきものですので、管理の行き届いていない物件があった際は、市では、管理者の所在を調査した上で、適切に維持管理するよう指導していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>ただし、空き家が人の生命や財産に重大な被害を及ぼすおそれがあると認める場合には、市の条例により、その被害を防ぐため、市では必要最小限の応急措置を行</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月10日開催

うことができるものとしています。

なお、令和5年4月1日の民法改正により、一定の条件の下ではありますが、越境された側の土地所有者が枝の切除を行うことができるルールが導入されることとなっています。このことについて、実施者による権利の濫用につながらないような情報の提供を考えています。

空き家についてのお困りごとがありましたら、都市計画課に御相談ください。

No.	3	標 題	国道13号山元交差点の矢印信号の設置について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>国道48号やゴルフ場の利用により、寒河江街道から東へ進む車が多くなってきている気がします。その影響もあり、東から西に向かい山元交差点を右折したい車が進めずにいます。また、右折車線の右側店舗から出て来る車も相まって渋滞になっています。</p> <p>交差点に侵入してからの停止線が浅いこともあり、黄色信号あるいは赤信号で、やっと2、3台が右折できる状態で、中には赤信号になってから強引に右折する車も多々あり、非常に危険な状況です。</p> <p>以前も要望したことがあります。矢印信号を設置していただければ、渋滞の解消になり、事故防止にも大きくつながることが期待されると思いますので、是非、矢印信号の設置をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言の国道13号山元交差点の東西線への右折矢印信号機設置については、令和2年度にも御要望をいただいたところです。</p> <p>本市及び天童警察署では、この交差点の右折矢印信号機設置の必要性を認識しているところです。しかしながら県内で多数の信号機設置の要望があり、すぐに設置できない状況にあるようですので御理解をお願いします。</p> <p>これまで、天童警察署から公安委員会に設置の要望をしてきた経過がありますが、市としましても、来年度から重要事業として公安委員会へ要望していきたいと思っております。</p>			

No.	4	標 題	有害鳥獣処理施設の建造について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年3月、宮城県の川崎町と村田町にある処理施設に津山地区出荷組合、猟友会、市農林課の職員で視察に行きました。施設の建設費用は3～4千万円位ですが、おおよそ8割を国の特別交付金でまかなっているとのことでした。</p> <p>ここ数年、猿や猪の圍場に対する被害が甚大で猟友会の活動に一層期待するところですが、若手の猟友会のメンバーは捕獲後の処理に家族からも苦情が出て捕獲活</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月10日開催

動に二の足を踏んでいる現実があります。

地区（山口、津山、干布、荒谷）にそのような施設があれば猟友会の活動にも弾みが出ると思いますので、是非、施設の建造をお願いします。

または、埋設場所の穴を掘る作業や捕獲した鳥獣を埋める作業を委託できれば、出荷組合の負担も減りますので御検討ください。

<回答及び対応状況>

捕獲した鳥獣の処分に関して、猟友会の方や、処分に御協力いただいている方は大変な御苦勞をされていることと思います。市でも現状については重々承知しているところです。

御提言の中にもありましたように、本市の職員も宮城県内の処理施設の視察に同行させていただき、各自治体の担当課から活用の実態などについてご説明いただきました。

川崎町の解体処理施設については、解体に便利な設備が整っており、解体したイノシシを一般ゴミとして搬出できるという利点がありますが、解体作業自体に抵抗感を持つ捕獲者もいると思われることから、本市における需要と有効性を検証していく必要があります。

村田町の減容化処理施設については、処理機械にイノシシを丸ごと投入でき、解体の手間がかからないという利点がありますが、施設の臭気などの問題があり、施設の立地や周辺環境への配慮が非常に重要となります。

また、両施設に共通の課題として、費用対効果の問題があります。上記の両自治体でのイノシシの有害捕獲頭数は年間で400頭以上であるのに対し、本市では年間で70頭程度であることから、現時点では費用対効果の期待が薄いという事情もあります。このため、市単独での整備ではなく周辺地域の市町を含めた広域の整備に向けて、県などと協議を重ねていくことが必要と考えています。

つきましては、現在の処分方法としては埋設が基本となると考えていますが、令和4年度から埋設に係る重機等の費用を市で負担できる制度を御用意しましたので、是非、御活用ください。

埋設場所で穴を掘る作業等は危険も伴いますので、専門業者をお願いする方法もあるかと思えます。検討していきますので、御理解ください。

No.	5	標 題	除雪対策について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年の冬はことさら積雪が多かったことは事実です。しかしながら、今年の除雪作業の現場は、上面のみを削っている状態で、住民以外に観光客からもクレームがあったため、町内会、温泉組合と一緒に市に改善を申し入れさせていただきました。</p> <p>今後、雪が多く降った場合に備えて、積雪の多い地域の体制を参考に改善していただくようお願いします。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>昨年度は降雪量が多く、また、日中の気温が低く雪が溶けにくい状況であったた</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月10日開催

め、豪雪対策本部を設置し、冬期間の道路交通の安全確保のため、道路パトロール体制の強化や降雪状況に応じた除排雪に努めました。

今年度につきましては、寄せられた御意見や現場対応の実績に基づき、効果的で効率的なパトロールを行い、様々な道路状況に対応した除排雪を行っていきます。

この度のような豪雪に対しては、地域の皆様からの御協力や地域での助け合いが必要不可欠ですので、御理解と御協力をお願いします。

また、除雪オペレーターの高齢化により、ベテランから若手への世代交代を迎えている業者もあり、市としても引き続き除雪業者に対して除雪講習会や情報交換等を行い、技術の向上に努めていきますので御理解をお願いします。

No.	6	標 題	天童の歴史の伝承について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>明治初期、政府による新制度の学校が設立しました。しかし、これより前に本市の貫津地区に本沢竹雲がすでに私塾、格知学舎を開設し、当時50人近くの門弟とともに学んでいました。本沢竹雲が明治期においても、生涯学習の大切さを伝えてきました。</p> <p>児童、学生、一般の方々にも、本沢竹雲という偉人がいたことや、格知学舎防災書庫の中に保存されている当時の書物（和書、漢学など）でどのような教えが行われていたのか、天童の歴史として伝承していきたいと思っています。本沢竹雲をしのび、その精神に触れられる、そんな機会を増やしてもらいたいと思っています。</p> <p>また、諸説あるかと思いますが、花笠音頭は格知学舎のみじを見て作られたと教わってきましたので、定説にしていただければと思います。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>格知学舎は、建物や庭が昭和27年4月1日に県の史跡に、収蔵庫に保管されている日誌や経典、歴史書などの資料が、昭和50年3月31日に県の有形文化財に指定され、秋の紅葉の季節には、タカオカエデと苔のコントラストが魅力的な景観をつくりだしています。</p> <p>市と県では、庭園の整備について、格知学舎の所有者に対し補助金を交付し、その保全を支援しているところです。</p> <p>また、市内中学生向けに作成している副読本の中でも、格知学舎について紹介しています。</p> <p>現在、建物については、所有者の意向もあり公開を控えています。引き続き市でも、所有者と相談するとともに、地域の皆様とも連携を深めながら、歴史などを学ぶ機会を増やしていきたいと思っていますので、皆様方の御協力をお願いします。</p> <p>長い歴史のある本市の紅葉の価値についての広報にも取り組み、研究していきますので御理解をお願いします。</p>			

No.	7	標 題	宿泊療養施設の日常管理体制について
-----	---	--------	-------------------

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月10日開催

所 管 課 等	市長公室
<p>新型コロナウイルス感染症対策のための宿泊療養施設として「ルートイン天童」が県に借り上げられて、当初の5カ月間から延長が重なり2年3カ月が過ぎています。</p> <p>地区内にある施設であり関心をもって見守っていますが、近隣住民が不安を抱かないで生活していくためにも、入所者や施設の管理をどのような体制で運営しているのか気になります。</p> <p>県から市に対して説明がありましたら情報提供をお願いします。</p> <p>また、今回も9月までの借上げ延長の連絡がありましたが、今後の見通しについて、わかる範囲で教えていただきたいです。</p>	
<p><回答及び対応状況></p> <p>宿泊療養施設については、地域の皆様の御理解をいただき感謝申し上げます。</p> <p>県では、宿泊療養施設として令和2年5月から「ホテルルートイン天童」を借り上げ、新型コロナ無症状者・軽症者を受け入れています。</p> <p>新型コロナの感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から変更されることに伴い、感染者の外出自粛は求められなくなるため、宿泊療養施設の運営は同日をもって終了すると伺っています。</p> <p>これまでの間、施設周辺の皆様から御理解と御協力を頂いたことに感謝を申し上げます。</p>	

No.	8	標 題	紅花畑の駐車場スペース確保について
所 管 課 等		商工観光課	
<p>今年も上貫津地区で「奥の細道 天童紅花まつり」が盛大に行われました。当地区では、県、そして市の紅花を目玉として、色々な機会を利用し多くの観光客に、紅花の魅力を市と一緒にPRしていきたいと思っています。</p> <p>それに伴い、お願いしたいことは、紅花畑に立寄る際、路上脇の駐車スペースの確保が安全上、必要かと思えます。道路の片側で、山面との間に凹みがあり、雑草等がおい繁っています。調査をしていただき、そのスペースを盛土整地して、駐車スペースを確保していただければと考えていますがいかがでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>3年ぶりに開催した今回の紅花まつり開園式では路上駐車の前が長くなり、御協力いただいた天童地区交通安全協会津山支部を始め、地域の皆様には大変な御迷惑をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>来園者向けの駐車スペースは、歩いて4分ほどの「じゃがらむら」南側に18台分あることや、2週間弱のまつり期間のうち特に混雑が見られるのは土曜・日曜であること、同路線で駐車帯がある山元地域では長時間停車する車の騒音や不法投棄が問題になっていることなどから、上貫津地域に同様の駐車スペースを整備するのは難しいと考えます。</p> <p>来年度以降については、土曜・日曜の交通誘導を警備会社へ依頼することや仮設信号を設置して交互に通行するなど、来場者の安全確保の効果的な方法を、実行委</p>			

津山まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年8月10日開催

員会で検討していきたいと考えます。

No.	9	標 題	不法投棄について
所 管 課 等		生活環境課	
荒谷原崎線の交通量が増え、不法投棄やポイ捨てが多くなっています。対策として、のぼり旗の設置を試みましたが効果がありません。何か対策はないでしょうか。			
＜回答及び対応状況＞ 不法投棄対策には、防犯カメラが有効ですが、設置費用が高額になるため、設置は難しい状況です。 県道沿いであることから、村山総合支庁環境課と連携しながら、合同パトロールなどを強化するとともに、市独自のパトロールの実施や、新たな看板等の購入を進めていきますので御理解をお願いします。			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

- No. 1 **鳥獣を捕獲した後の処理方法について**
農林課
- No. 2 **山の神から県道281号線をはずれ、渡戸地区に入る市道について**
建設課
- No. 3 **冬期間の道幅確保について**
建設課
- No. 4 **鳥獣被害について**
農林課
- No. 5 **空き家対策について**
都市計画課
- No. 6 **空き地の除草対策について**
都市計画課
- No. 7 **押切川沿いの樹木伐採について**
農林課
- No. 8 **水田等の耕作放棄地増加傾向について**
市長公室、農林課
- No. 9 **田麦野保育所の改修について**
生涯学習課

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	1	標 題	鳥獣を捕獲した後の処理方法について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>地区では、鳥獣対策として、捕獲のための「おり」を設置していますが、捕獲後の処理が問題です。自分たちで、殺傷処分後、埋めて処理するように指導されていますが、埋める作業と場所の確保に困っています。焼却施設などの整備は出来な いでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>鳥獣被害対策として捕獲した鳥獣については、捕獲者へ適切な処分をお願いして います。処分の方法としては埋設や焼却が考えられますが、焼却処理については、 クリーンピア共立で以前、小動物用の焼却炉を使用してイノシシの焼却処理を試み ましたが焼け残ったため、現在は受け付けていませんので御了承ください。また、 イノシシなどの大型獣に対応した焼却炉の整備については、費用などの面で困難だ とのことです。</p> <p>つきましては、現在の処分方法としては埋設が基本となると考えていますが、令 和4年度から埋設に係る重機等の費用を市で負担する制度を御用意しましたので、 是非御活用ください。</p>			

No.	2	標 題	山の神から県道 281 号線をはずれ、渡戸地区に入る市道について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>この市道は両脇に側溝があり、道路が曲がりくねっていますが、道路幅を表示す るポールが設置されていないため、冬期間に側溝に入ってしまう車を何台か見かけ ます。対策を希望します。</p> <p>また、立木や草が生い茂り、見通しが悪く、道幅が狭くなっています。対向車が 来ると危険な状態となるため、整備をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提案のありました市道山口沢線について現地を確認し、冬期間の道路通行の安 全確保のため、視線誘導標の設置を8月末までに完了しています。</p> <p>また、立木や草についても、枝の伐採や除草等の対応を行いました。</p>			

No.	3	標 題	冬期間の道幅確保について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>令和3年度は特に、雪も多かったことから、道路の道幅が極端に狭い状態が続き</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

ました。例年より、ロータリー除雪車の発動も少なかったように思います。天童高原という施設を持ちながら、利用者が、譲り合って、比較的広い場所で待つ光景が多々見られました。冬季の道路維持管理を徹底願います。市道には、一度もロータリー除雪車は発動しておらず、住民が自主的に除雪した場所以外は、一車線のみ確保されている状況が続いていました。

<回答及び対応状況>

田麦野地域で最も往来が多く、幹線道路である県道は、状況に応じてロータリー除雪車による幅出しを実施したところです。

市道については、通常除雪車による除雪を行ったところですが、何度も往復して除雪したり、地域の皆様から御協力いただき、用意していただいた雪押し場に雪を押し運ぶなどをして、通行の確保に努めたところです。

昨年は、12月中旬から降雪の多い日が続き、例年をはるかに超える累積降雪量となった状況で、市内全域において除雪には大変苦慮しましたので、御理解をお願いします。

今年度も引き続き、道路パトロールを強化し、市民生活の安全確保に向け、適切な除雪に努めていきます。

No.	4	標 題	鳥獣被害について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>相変わらず、イノシシやサルの被害が絶えません。むしろ、被害が増大してきています。一斉駆除対策などの方法はないでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>本市では、農作物被害が発生する4月から10月までの期間でイノシシやサルの有害捕獲を実施しています。基本的には、わなによる捕獲となりますが、毎年、カラスの一斉駆除に合わせてサルの一斉駆除活動も実施しています。</p> <p>鳥獣被害対策においては、駆除のほか、電気柵などによる侵入防止、放置果樹や野菜残渣の撤去や草刈りなどによる環境整備を組み合わせることで高い効果を発揮します。</p> <p>摘果で落としたままの果実や刈り取った後の稲から伸びてくるひこばえ、収穫していない柿や野菜などはサルやイノシシが寄り付く原因となりますので、放置せずに適切に処理することが大切です。</p> <p>また、繁茂した雑草は動物にとっては身を隠したり繁殖したりするための格好の場所となりますので、草刈等で見通しをよくすることも大切です。</p> <p>一人ひとりが「野生動物には何も食べさせない。居場所もやらない。」との意識を持って動物が住みにくい環境づくりをしていただくことで対策効率も上がり、人里に下りてくる動物の数は減っていくと思いますので、御理解と御協力をお願いします。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	5	標 題	空き家対策について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>空き家の持ち主が今どのようなことを考え、今後どのようにしていく考えなのかを地区民が知る方法はないでしょうか。その意向がわかることにより、対策の方法も変わってくるのではないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市では、平成24年度から5年毎に市内全域の空き家の実態調査を行っており、今年度、自治会長等からの御協力をいただき、現状の把握を行いました。</p> <p>併せて、実態調査により把握した空き家の所有者や管理者に、当該空き家に対する意向の確認を含めたアンケート調査も実施しました。</p> <p>このアンケート調査により把握した情報を基に、空き家バンク制度やリフォーム補助、除却の各種支援制度についてお知らせすることで、空き家解消の促進に努めています。また、空き家の近隣の方々から寄せられた相談内容に応じて、空き家の所有者に対し、適正な管理についてのお願いや指導を文書、電話連絡、訪問により実施しています。</p> <p>市で把握した個々の物件に係る内容については、個人情報であるため、お知らせすることはできませんので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、空き家に関することで御相談がありましたら、市にお問い合わせください。</p>			

No.	6	標 題	空き地の除草対策について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>空き家の空き地など草がひどいです。地域の景観を悪くしているだけでなく、鳥獣のすみか、隠れ処になっています。対策できないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>田麦野地内の空き家については、近隣の方々から情報提供をいただき、現地確認を行った上で、関係機関と連携し、所有者や相続人に対して、空き家解消に向けた助言、指導を行っています。</p> <p>空き家を含めた不動産は、所有者や相続人などの管理者が適正に維持管理すべきものですので、管理の行き届いていない物件があった際は、市では、管理者の所在を調査した上で、適切に維持管理するよう指導していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>今後も、管理が不全な空き家の管理者に対し、適切に指導していきたいと考えていますので、お困り事がありましたら、市に御相談ください。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	7	標 題	押切川沿いの樹木伐採について
所 管 課 等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年も、提案しています。景観を悪くすると同時に、鳥獣の隠れ処になっています。個人の土地とはいえ、全体で、伐採するなどの方策はないでしょうか。もう一度検討してください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>昨年度に続き御提案いただいた案件となりますが、鳥獣被害の防止対策としては、まずは樹木の伐採よりも下枝の剪定や木と木の間の雑木帯の刈払いが有効であると思われます。人の視線の高さまで見通しをよくすることで、野生動物に危険な場所と認識させることができると思います。また、鳥獣が隠れたり移動経路にもなる荒地や耕作放棄地等の手入れをすることも、鳥獣を集落に寄せ付けない有効な手段です。自己の所有地の環境整備は基本的には所有者個人で対応していただくこととなりますが、地域ぐるみで対応を行う場合は所有者の同意が必要となります。今後どのような対応ができるのか、担当課で具体的に御相談させていただきます。</p>			

No.	8	標 題	水田等の耕作放棄地増加傾向について
所 管 課 等		市長公室、農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年度、法人が急に撤退したことや、病気障害での耕作不能などの問題が発生し、対策に走っています。</p> <p>現在、国交省の指導の基、「地域管理構想」を作るべく動き始めてはいますが、厳しい状況にあります。今後、さらなる高齢化で、増加する可能性は多分に考えられます。今から対策していく必要がありますが他地区での対応状況など、提案、素案はないのでしょうか。この美しい自然、「さとやま」は是非残していきたいと、住民は誰もが考えています。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>田麦野地区では、国・県・市との協調による中山間地域等直接支払制度による交付金を活用し、令和2年度から5年間、田麦野集落協定を締結して水田を維持・管理しています。</p> <p>法人撤退や病気等による耕作不能地については、協定期間内、田麦野農地維持管理組合において共同管理していくことに決まったところです。</p> <p>高齢化、担い手不足の問題に対する他地域の様々な対応事例の一つとしては、地域内で耕作できなくなった農地を、地域外の担い手（法人等）へ集積して貸し出すことで農地の維持管理の継続が可能となった例があります。</p> <p>今後とも、田麦野集落協定の皆様とともに地域の農業の将来像について話し合いを進めていく必要があると考えています。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	9	標 題	田麦野保育所の改修について
所 管 課 等		生涯学習課	
《市民のこえ》 田麦野保育所の給排水設備や建物前のフェンス、スロープなどの工事の進捗状況を教えてください。			
＜回答及び対応状況＞ 旧田麦野保育所の将来的な利活用のため、昨年11月からスロープ設置やトイレの改修等の一体的な改修工事を実施しました。今年度当初の予定より遅れることになりましたが、令和5年4月より天童市立高原の里交流施設「さとやま」として、供用開始となります。			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

- No. 1 **市指定記念樹（イヌザクラ）について**
生涯学習課
- No. 2 **水晶山参道（車道）の側溝について**
農林課
- No. 3 **河川清掃・花いっぱい運動等ボランティア活動について**
総務課、生活環境課、建設課
- No. 4 **通学路の草刈りについて**
建設課、教育総務課
- No. 5 **山口西工業団地周辺交通安全の確保及び道路整備に関して**
生活環境課、産業立地室、建設課
- No. 6 **山口なでしこ認定こども園の現在の状況について**
子育て支援課
- No. 7 **獣害対策の状況について**
農林課
- No. 8 **放任農地についてどう考えるか**
都市計画課、農業委員会
- No. 9 **予約制乗合タクシー「ドモス」について**
社会福祉課、生活環境課

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

No.	1	標 題	市指定記念樹（イヌザクラ）について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>指定記念樹であった小原のイヌザクラが枯死し、指定外になったことで、樹木を支えていた鉄製支柱が不要になりました。</p> <p>樹木周辺には畑があり、万が一作業中に支柱が倒壊した場合は、重大事故が起きかねない状況にあります。不要となったものを放置しておく必要もないと思われるので、安全面から支柱の撤去をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>小原のイヌザクラは、県内でも非常に珍しいイヌザクラの巨木であることから、昭和51年に市の天然記念物に指定され、平成11年度から平成12年度の2か年にかけて、枝を支える支柱の設置や腐朽部分の除去及びウレタン樹脂の充填などを実施し、平成21年度にも、枯れ枝の除去や支柱の移設を行うなど、樹勢の回復を図ってきました。</p> <p>近年、樹勢が急速に衰えたことから、市制施行60周年記念事業で発刊しました『天童市の文化財』に掲載は控えていましたが、指定の解除には至っていませんでした。</p> <p>このたび、樹木医に診ていただき、枯死しているとの診断結果が出たことから、所有者と相談し、枯れた枝等の伐採と、不要になった支柱の撤去を行いました。</p> <p>また、文化財の指定についても、令和5年1月26日の文化財保護審議会で諮り、即日答申をいただき、指定解除の告示を行いました。</p>			

No.	2	標 題	水晶山参道（車道）の側溝について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>水晶山における車道の舗装整備がされてから長年経っていることに加え、側溝の壁が木製丸太で老朽化していることから、今年の5月に川原子三区氏子会（全戸）で参道整備を行っていますが、側溝が狭く、作業が大変やりづらい状況です。</p> <p>また、近年天候不順で大雨が多く側溝がつまり、周辺地区を含め、なんらかの被害が予想されます。</p> <p>水晶山は、山形百名山にも登録されており、コロナ禍においても登山者が増えていきますので、安全面を考え改修工事の検討をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>水晶山における林道水晶山2号線（延長1,260メートル）は、国庫補助事業にて昭和45年に新設され、その後、林道として県から市に管理移管されています。側溝については、丸太水路、落蓋式側溝及びL形側溝を設置していますが、このうち、7割ほどの区間が丸太側溝です。</p> <p>整備当時は、自然にやさしい木製丸太を多用する考えで施工されましたが、現在</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

では、御提言のとおり、経年劣化により側溝としての機能が低下している状況です。

昨年12月に地区の関係者の皆様と、現状と課題について意見交換を行いました。これを受けて、市としては、特に詰まりやすい箇所（林道と登山道が交差する箇所）を優先して選定し、集水桝の設置及びコンクリート製U型側溝の据付を考えています。今後、現場確認をしたうえで、早期に対応していきます。

No.	3	標 題	河川清掃・花いっぱい運動等ボランティア活動について
所管課等		総務課、生活環境課、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>前年度も、自治会活動や各種団体の役員のなり手不足で、いくつも掛け持ちをしている状態であることと分館の維持管理が難しいことから、市への協力をお願いしました。回答としては、「自治会等の負担を軽減させつつ活性化が図れるような方策を検討していきます。ICT技術の活用による新しい地域コミュニティの形成などについても検討材料のひとつであると考えています。」と記載してあります。</p> <p>ボランティア活動は色々ありますが、代表としてあげたのが、河川清掃・花いっぱい運動等です。山口地区においても人口減少、高齢化が進み、参加人数が減少しており、従来の感覚で自治会や各種団体に呼びかけるボランティア活動を見直す時期と考えます。河川清掃は、参加者の体への負担がとて大きい作業となっています。花いっぱい運動も、老人クラブはあるが活動していなく、青壮年会、青年団、若妻会、婦人会はすべてありません。そのような中、福社会という任意団体と部落役員で花を植えさせていただきましたが、こういった大変なことを続けていけるのか心配しています。</p> <p>市から「できる範囲でかまわない」と言われても、作業を中途半端にすることはできませんし、活動できる人員も制限されています。山口地区に限らず、「できる範囲で」という回答は実施団体に大きな負荷となっているのが現状と思われます。</p> <p>赤十字や歳末助け合いの募金、ゴミ捨てに関しても、これまでのようなボランティア活動をあてにして実施していくのは続かないと思います。</p> <p>今後のボランティア活動や自治会活動の在り方について、市の考えをお聞かせください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市においても、少子高齢化が進行しているとともに、人口減少や社会構造の変化により、今までのように、河川清掃や花いっぱい運動等のボランティア活動のような自治会活動を行うことが難しい状況になってきていると思われます。</p> <p>現在、市では、令和3年度から庁内の検討会を立ち上げ、自治会等の負担軽減をどのように図っていくかなどについて検討しているところです。</p> <p>今後、行政としてどのように町内会に対して関わりながら支援していくことができるか、各町内会長の方々の御意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていきたいと考えています。</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

No.	4	標 題	通学路の草刈りについて
所管課等		建設課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>二子沢から下山口までの小学生通学路について、二子沢部落会で5月と7月年2回草刈りを行っていますが、夏休みが終わるころには草がのびてしまいます。子どもたちの安全を考え、できる限りの活動はしていますが、部落の負担が大きくなっていますので、草の生育状況に応じ草刈りをお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>山口地域の皆様におかれましては、市道の美化活動に御協力いただいていることに感謝申し上げます。</p> <p>道路の除草については、道路パトロールにより状況を確認しながら実施しているところですが、対応路線が多いこともあり、歩行者や車両が多く行きかい、伸びた草が通行の支障となる路線を優先的に実施しています。</p> <p>作業を依頼する業者との調整もあり、お時間をいただく場合もありますが、通行に支障が出るような箇所については適時草刈り等の対応を行ってまいりますので、情報提供をお願いします。</p> <p>今後も、地域の皆様方との協働で、市道の維持管理を行っていきたくと考えていますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。</p>			

No.	5	標 題	山口西工業団地周辺交通安全の確保及び道路整備に関して
所管課等		生活環境課、産業立地室、建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>山口西工業団地の工場誘致も決定し、現在工場建設が行われています。これから工場が完成し稼働となりますと、多くの従業員の通勤で周辺の道路が混雑すると思われる。交通量が増えると交通事故も増えると考えられますが、どのような対策をお考えかお聞かせください。</p> <p>交通量を緩和する為には、道路の整備が不可欠だと思っておりますが「県道荒谷原崎線」及び「天童・東根・村山線」などの周辺道路において、県・市の整備計画並びに進捗状況についてもお伺いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>工業団地内に立地する企業側に対し、トラック等の大型車だけでなく、従業員の通勤車両も集落外の幅の広い道路を通行していただくようお願いしてまいります。</p> <p>また、山口西工業団地へのアクセスの向上や周辺道路を含めた安全対策としまして、御提言のとおり県道荒谷原崎線の交差点改良の要望や、市道天童東根線の整備を進めています。</p> <p>「県道荒谷原崎線」については、担当している県村山総合支庁が「令和元年度からまちづくり調査費による事業化に向けた準備を進めてきており、来年度の新規事業採択に向け本庁に強く予算要望しています。」という回答をいただいております。早</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

期事業着手に向けて、引き続き重要事業として要望していきます。

「天童・東根・村山線」の一部であります「市道天童東根線」については、今年度は、乱川に架かる橋梁の道満側の橋台及び護岸の整備を完了しました。早期完成に向けて努めていきますので、御協力と御理解をお願いします。

企業が立地し、周辺道路の整備が完了した後も、道路管理者や警察とも連携しながら交通量に応じた安全対策を講じるなどし、周辺住民の安全確保を図っていきます。

No.	6	標 題	山口なでしこ認定こども園の現在の状況について
所管課等		子育て支援課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年の4月から山口児童館が認定こども園になりました。以前は、地域の代表として、入園式などに呼ばれ、状況などを聞く機会がありましたが、コロナ過となり式典等に呼ばれなくなったこと、また、運営母体が変わり情報発信の対象が保護者のみとなっているようで、地域にある保育所ではありますが、地域住民は何もわからない状況にあります。</p> <p>入所人数、運営状況、行事等、なでしこ認定こども園の運営全般について状況をお聞かください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>令和4年4月に山口児童館から認定こども園に移行した天童なでしここども園については、学校法人羽陽学園の運営の下、約1年が経過しました。</p> <p>令和5年3月1日現在こども園には、0歳児クラスから5歳児クラスまで、25名の児童が在籍しており、3月16日には、こども園第1回目の修了証書授与式が行われ、年長児童4名が立派に卒園いたしました。</p> <p>また、令和5年4月からは前年度を上回る30名の児童がこども園に在籍する予定となっています。</p> <p>天童なでしここども園は、地域に根ざした園を目指しており、昨今のコロナ禍により、地域の方々と直接の交流を持たない現状を心苦しく思っているとのことです。</p> <p>地域の方々にこども園のことをもっと身近に感じてもらうため、2月下旬にこども園のパンフレットを山口地域の全世帯に回覧したところです。今後はこども園だより等も地域に回覧していきたいと考えているようです。</p> <p>なお、園の活動については、天童なでしここども園のホームページにも載せているので、是非御覧いただきたいとのことです。</p> <p>天童なでしここども園が地域に根ざした園になるよう、今後とも支援を続けていきます。</p>			

No.	7	標 題	獣害対策の状況について
所管課等		農林課	

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

《市民のこえ》

昨年の冬以降、山口地区全域で何度か農作物等の被害があったことは認識していますが、以前に比べ被害自体は減っていると思っています。以前はイノシシが列をなして一直線に突っ込んでくるような状況でありましたが、最近はそのような光景を見ることもなく、ビニールハウス内で死骸が発見されたり、道端をフラフラしながら歩いている様子など、どちらかという弱っている害獣の姿を見かけることが多くなりました。

干布地区、津山地区では豚熱に感染したイノシシが見つかっており、山口地区でも保健所に検査を依頼したことがあります。豚熱には感染していない旨の報告を受けた経過があるものの、その影響ではないかと考えているところです。

山口地区ではこのような状況であると認識していますが、市では獣害についてどのように現状を認識しているのか、併せて今後の対策方針をお伺いします。

また、東根市にある農地で稲作をしている天童市民が、獣害対策のため捕獲檻を設置したが、天童市と東根市が協定を結んでいないため、東根市側から檻を撤去するよう申し出があり、すぐに捕獲檻を撤去したことがありました。害獣駆除ができる人間は、市長が任命することができるものの、活動範囲は市内のみで市外での駆除等は市町村間の協定が必要であると認識しています。現在の近隣市との獣害対策の協定締結状況をお聞かせください。

<回答及び対応状況>

豚熱の感染状況については、令和2年12月に小国町で捕獲されたイノシシの件を皮切りに、県内での感染が拡大し、市内においても昨年11月に捕獲されたイノシシから初めての感染が確認されました。今年2月に確認された件を最後に市内での感染は確認されていませんが、御承知のとおり豚熱の影響でイノシシの生息数は減少していると思われ、イノシシによる獣害は減っていくため嬉しい反面、養豚業への打撃が懸念されますので、捕獲活動と家畜への防疫対策を併せて進めていく必要があると考えています。また、数年後にはイノシシ生息数は増えていくことが考えられますので、引き続き電気柵の普及や捕獲者への支援を切れ目なく実行していきます。

次に、捕獲用の檻の設置についてですが、捕獲用の檻の設置を含めて市として有害捕獲活動を行う場合は、原則として行政区域内に限られます。例外として、本来有害捕獲活動をすべき実施主体が、人員不足などの理由で対応が困難な場合などに限り、区域外の自治体との協議により行政区域外でも有害捕獲活動を実施することが可能となっています。

したがって、今回の事例では、まずは東根市に対して駆除対応を依頼していただくことが必要です。東根市において捕獲従事者を確保できないなど対応が困難な状況であれば、協議に基づき本市からの応援という形で天童市の実施隊員が東根市内の農地に檻を設置することが可能となります。

市外の農地における農作物被害等でお困りの場合は、まずは農地のある自治体へ御相談頂くか、または本市の農林課まで御連絡下さい。

No.	8	標 題	放任農地についてどう考えるか
-----	---	--------	----------------

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

所管課等	都市計画課、農業委員会
<p>《市民のこえ》</p> <p>獣害対策の状況に関連する質問として、放任農地・空き家についてどのように考えているかお聞かせください。下山口地区で小学生の通学路になっている区域に放任農地があります。実際に被害が確認されており、小学生の通学路であることに加え、近隣には民家もあり不安を感じています。今年度に入って市の担当課に相談していますが、その後改善はみられてない状況です。農地の所有者が認知症になった場合や、介護施設に入所した場合は対応が非常に困難であることはわかりますが、住民の安全を考え、強制的に農地整備を執行できるようにすることなど、市の考えをお聞かせください。</p> <p>また、山口地区でも空き家が増えており、ハクビシンなどの住処になってしまい農作物をはじめとした被害が確認されていますので、空き家対策についても併せて考えをお伺いします。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>草刈り等の管理が不十分な農地については、随時所有者等に必要な対応を促すとともに、地区担当農業委員と情報を共有し、早期の解決に努めています。</p> <p>また、毎年7月から8月にかけて遊休農地実態調査を実施しています。遊休農地は、所有者等の意向を確認しながら、原則、所有者等の責任で健全な農地へ復旧していただくこととなります。</p> <p>なお、遊休農地が周辺地域の営農条件に著しい支障を及ぼす場合等は、市は所有者等に対し、その支障の除去等の措置を命ずることができます。また、所有者等が命じられた措置を講じないときは、市がその支障の除去等の措置を講ずることができます。このように、法律上は行政代執行の仕組みが整備されていますが、執行できるケースは限定的であり、慎重な判断が必要です。</p> <p>空き家を含めた不動産は、所有者や相続人などの管理者が適正に維持管理すべきものですので、管理の行き届いていない物件があった際は、市では、管理者の所在を調査した上で、管理者に対し、適正な管理についてのお願いや指導を文書、電話連絡、訪問により実施しています。</p> <p>今後も、管理が不全な空き家の管理者に対し、適切に指導していきたいと考えていますので、お困り事がありましたら、市に御相談ください。</p>	

No.	9	標 題	予約制乗合タクシー「ドモス」について
所管課等		社会福祉課、生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>山口地区の問題点の一つは、交通手段がないと暮らせないということです。運転できなくなった時のことを考えると、ドモスのさらなる利便性の向上をお願いしたいと思います。せめて、個人の病院が開院している土曜日は、運行していただきたいです。</p> <p>また、福祉バスは、地域カフェを再開したときには、各分館を経由して送迎していただけるということです。地域カフェを楽しんでいきたいと考えていますので、</p>			

山口まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月28日開催

送迎をよろしくお願ひします。

<回答及び対応状況>

山口地区に限らず、本市全体において高齢者の交通手段の確保は大きな課題となっています。

ドモスの土曜日運行については現在のところ導入予定はありませんが、運行事業者等と相談しながら、より利用しやすいような方法を考えていきたいと思ひます。

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月22日開催

- No. 1 **住みやすい環境整備について**
生活環境課
- No. 2 **農道から市道への整備について**
建設課
- No. 3 **高掬水源地の利用について**
市長公室、上下水道課
- No. 4 **カラス等の糞害について**
生活環境課
- No. 5 **防犯・防災について**
危機管理室、生活環境課、教育総務課
- No. 6 **市立公民館利用申請の簡略化・デジタル化について**
生涯学習課

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月22日開催

No.	1	標 題	住みやすい環境整備について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>皇大神社には雨水がたまる石があり、そこに蚊の幼虫であるボウフラが何匹もいます。小さな子どもは蚊の的となるため、対策をお願いします。ボウフラを退治するには、銅が良いと聞きますので、銅板の投入をお願いしたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今回御意見のあったボウフラ対策の件ですが、7月8日に現場を確認したところ、雨水がたまりそうな石が2個ありましたが、いずれも干上がっており幼虫は見つけることができませんでした。</p> <p>また、皇大神社は市の施設ではありませんので、神社の管理者へ御相談くださるようお願いします。</p> <p>市では、毎年5月1日号の市報で、シマ蚊等の繁殖しない環境づくりの啓発記事を載せていますので、御理解をお願いします。</p>			

No.	2	標 題	農道から市道への整備について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>旧高掬橋が無くなり、新しく出羽高掬橋と矢野目高掬線が開通しましたが、高掬本村から山形市へ行く直接的便利な道が無くなってしまいました。清池南小畑線からつながる矢野目高掬線に西へと延びる農道がありますので、そちらを市道にし、拡幅・舗装していただければ、高掬本村から山形市へ通じる道の分断が解消され、冬期間の清池南小畑線終点部交差点の渋滞も解消されますので、ぜひ、整備をお願いします。</p> <p>農道から市道への整備が困難な場合は、高掬本村から矢野目高掬線に直接つながる道路の整備をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>当該農道は、天童土地改良区が管理している有効幅員3.2メートルの砂利道です。</p> <p>幹線道路である矢野目高掬線は、車道四車線、幅員32メートルの都市計画決定道路であるため、当該農道を市道に認定し、拡幅整備及び十字路の交差点を整備することは困難でありますので、御理解をいただきたいと思えます。</p>			

No.	3	標 題	高掬水源地の利用について
所管課等		市長公室、上下水道課	

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月22日開催

《市民のこえ》

現在の水源地の水位、飲用水としての使用、水源地からの湧き水はないのか教えてください。また、水源地から公民館、小学校等へ直結した、常時使用できる水道の設置を御検討ください。

以前、天童地下水利用協議会において逆さ井戸を設け、くみ上げている水量と同等の水を非かんがい期に注水を行っているという話を聞きましたが、注水に使用している水はどこから引いて利用しているのでしょうか。また、逆さ井戸の適切な管理、企業活動との調整はどのように進んでいるのでしょうか。

＜回答及び対応状況＞

高掬水源地の井戸は1号及び2号の2つあり、直近3か月の地下水位の平均はそれぞれ地面から約1メートル、約60センチメートルとなっています。また、水源地は村山広域水道からの受水が減少した場合の非常用として保全しているもので、常用の飲用水としての使用はありません。なお、水源地からの湧き水はありません。

前述のとおり、高掬水源地は非常用バックアップ水源として運用しており、公民館等へ直結した常時使用できる水道の設置は考えていませんので御理解をお願いします。

地下水の利用についてですが、市地下水利用対策協議会加盟41社又は団体の自己申告による合計くみ上げ水量は12,822立方メートル/日、逆さ井戸による計算上の浸透量は15,267立方メートル/日です。

逆さ井戸からの注水は10月から翌年5月上旬まで、蓋の開閉によって行っています。注入する水は、逆さ井戸を設置している堰（高掬堰・天童堰等）を流れる水になります。

市では現在、明確な地盤沈下の傾向が無いため、地下水採取についての規制はありませんが、地下水を利用する企業には市地下水利用対策協議会に加盟していただき、適切な利用に務めていただいています。また、逆さ井戸については定期的に清掃を行っています。

No.	4	標 題	カラス等の糞害について
所管課等		生活環境課	
《市民のこえ》			
<p>芳賀タウン南地区の一部は、田んぼが近いこともあり、稲刈りが終わった時期等に電柱にカラス等が多く集まり、糞害に迷惑しています。</p> <p>景観・衛生面を損ねると思いますので、何か対策していただけないでしょうか。</p>			
＜回答及び対応状況＞			
<p>カラスは強い光を嫌がる傾向にあるため、レーザーポインターを繰り返し利用することでカラスを追い払う効果が期待できます。市では、レーザーポインターの貸出しを行っていますので御活用ください。</p> <p>なお、カラスが電線に止まらないようにする対策としては、電線にテグスを設置すると効果があるといわれていますが、電柱・電線を管理しているのは東北電力又はNTT東日本になりますので直接御相談いただくようお願いします。</p>			

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月22日開催

No.	5	標 題	防犯・防災について
所管課等		危機管理室、生活環境課、教育総務課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>芳賀タウン南地区の小学生の通学路に防犯システムの設置を要望します。 また、防災無線の放送が聞き取れず、災害時、不安に思っていますので、屋外のスピーカーの増設を要望します。</p> <p>《回答及び対応状況》</p> <p>本市では通学路の安全確保を図るため、毎年、市、教育委員会、学校、道路管理者、警察等が集まり、学校等から報告のあった危険箇所を点検し、状況に合った安全対策を行っています。防犯上不安と思われる箇所がありましたら学校まで御連絡をお願いします。</p> <p>なお、犯罪の未然防止には、学校、家庭、地域の皆様などが一体となって、子どもを見守っていただくことが最善の安全対策と考えていますので、今後とも地域の皆様の御協力をお願いします。</p> <p>同報系防災行政無線については、緊急時の防災情報伝達の多様化と多重化を推進するため、登下校時の児童生徒への情報伝達を第一目的として各小中学校等へ設置しています。拡声範囲は設置施設からおおむね500メートルとなっていますが、雨や風など気象状況によって変わってしまいます。</p> <p>そのため、住民の方へ緊急情報を伝達する手段としましては、同報系防災行政無線以外にも携帯電話の緊急速報メール・登録制メール、市ホームページ、市フェイスブック、テレビ、防災ラジオ、広報車、自主防災会連絡網等、様々な手段を使って対応しているところです。同報系防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合には、防災情報テレホンサービス（616-5555）で内容を確認できますので御利用いただければと思います。</p>			

No.	6	標 題	市立公民館利用申請の簡略化・デジタル化について
所管課等		生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在の利用申請は、平日の日中に直接、市立公民館へ行き手書きで申請をする方法ですが、働いている方などは申請に来れないのが現状かと思えます。</p> <p>市立公民館が地域活性化の中心の立ち位置だとすれば、これからの時代に向けて市立公民館を利用しやすくするため、利用申請の簡略化や国でも推し進めているデジタル化が必要ではないでしょうか。スマホ一つで何でもできるといわれている時代ですので、Web上で申請ができるように検討していただきたいです。</p> <p>直接、市立公民館に行かなくても申請ができれば、時間の節約になりますし、若い方々などが市立公民館を活用しやすくなり、地域の活性化につながっていくと思います。</p>			

高掬まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月22日開催

＜回答及び対応状況＞

現在、公民館利用申請は、直接公民館で行っていただいておりますが、電話等による公民館の空室状況の確認や貸館の仮予約等柔軟に対応しています。

インターネットによる公民館の利用申請は、利用者の利便性の向上やより気軽に公民館の活用等につながり、地域の生涯学習の拠点として活性化するための一つの方法であると思いますので、県内外における公民館のインターネット申請について研究していきます。

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月8日開催

- No. 1 **公園砂場の整備について**
建設課
- No. 2 **町内に捨てられている家電及びゴミについて**
生活環境課
- No. 3 **市広報誌のペーパーレス化について**
市長公室
- No. 4 **長岡地域の人口推計について**
市長公室、学校教育課
- No. 5 **起立性調節障害と不登校について**
学校教育課
- No. 6 **中学校の冬期通学におけるスクールバス運用について**
教育総務課、学校教育課

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月8日開催

No.	1	標 題	公園砂場の整備について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>子ども達は砂場遊びが大好きで、砂場は、時間が経つのも忘れていつまでも遊んでいたくなる場所です。情操教育の面からも、砂遊びや泥んこ遊びは、大変必要だと思います。</p> <p>砂場の砂が減っている公園（東長岡、和久井、辻の前公園など）があるので、砂の補充と砂場の定期的なメンテナンスをよろしくお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提言の公園については、7月11日に砂の補充を完了しています。</p> <p>公園の維持管理においては、公園維持管理協力員に要望調査を行うなどして、よりよい公園になるように努めているところです。地域の御要望がありましたら、協力員や市に御連絡くださるようお願いいたします。</p>			

No.	2	標 題	町内に捨てられている家電及びゴミについて
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>中里町内にある水路に、テレビと鉄くずが捨てられており困っています。撤去するには、どうしたらいいのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今回御指摘いただいた水路への不法投棄を確認したところ、天童土地改良区で管理している水路であったため、6月24日に管理者で回収処分していただきました。</p> <p>今後とも、不法投棄を見つけた場合には、市へ御連絡いただければ、土地の所有者・管理者の責任のもと、回収処分などの対応させていただきますので、よろしくお願いします。</p>			

No.	3	標 題	市広報誌のペーパーレス化について
所管課等		市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在、「市報てんどう」は、各戸に紙で配布していますが、市のホームページに掲載されている市報データを、各住民が閲覧またはダウンロードなどにより、活用してもらおうようにしたらどうでしょうか。市のペーパーレス化は、確実に図れると思います。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市報てんどうは、囑託員や隣組長の御協力により、市内の全世帯に月2回配布し</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月8日開催

ています。加えて、市ホームページにPDFデータを掲載し、パソコンやスマートフォンなどからも閲覧できるようにしており、今後はLINEなどの活用も考えています。

市報てんどうの配布については、市民の皆さんにお届けしたい情報を確実にお届けするためには、現在のところ紙で配布する方法が最適であると考えています。

デジタルが苦手な方への配慮なども含めまして、今後とも、紙とデジタルの併用で行政情報をお届けしたいと考えていますので、御理解をお願いします。

No.	4	標 題	長岡地域の人口推計について
所 管 課 等		市長公室、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>少子高齢化時代の中で、天童市も長岡地域も人口減少が大きな課題となっています。小学校の統合などを考えなければいけない時期が来るかもしれません。</p> <p>現時点での人口推計や小学校児童数の予測を基に、将来の長岡地域のまちづくりを戦略的に考えるべきだと思います。目標を明確にし、予算を効果的に使い、若者が集まる住み続けたい地域にしていきたいと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>人口減少は、大きな課題であり、日本全体の課題として深刻に受け止めています。その中で、市で対応すべきとことを明確にして取り組んでいかなければならないと考えています。</p> <p>特に、若者が、進学などで天童市を離れたあとも「天童市に戻って暮らしたい」「戻っても安心して暮らせる」と思えるような対策をしっかりと講じていく必要があると考えています。</p> <p>そのため、令和3年3月に、天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略を第七次天童市総合計画後期計画と兼ねて策定し、目指すべき市の将来像を示しています。</p> <p>この計画では、この度提言をいただいたような、「若者が集まる、住み続けたい」まちを目指すことを掲げており、特に若者層や女性にとって魅力的なしごとの場を創っていくこと、そして「住んでみたい」と感じるブランド力のあるまちづくりを目標の一つとしています。</p> <p>また、長岡小学校の児童数は、令和4年5月1日現在で345人であり、通常学級は12学級です。児童数は年々減少している状況ですが、現時点では、学校の統廃合は考えていません。中長期的な児童生徒数を予測しながら総合的な判断を行っていきたいと考えています。</p> <p>市としては天童市全体で将来のまちづくりを計画していますが、それぞれの地域のまちづくりにおいては、ぜひ地域の皆さんで話し合っていたいただきたいと思います。その際に市職員の協力が必要な場合は、御相談くださいますようお願いいたします。</p>			

No.	5	標 題	起立性調節障害と不登校について
-----	---	--------	-----------------

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月8日開催

所管課等	学校教育課
<p>《市民のこえ》</p> <p>起立性調節障害は、今や10代の10人に1人が発症すると言われ、小学生で5パーセント、中学生では10パーセント発症すると言われています。</p> <p>現在、天童市では、小中学校の発症状況はどうなっているのでしょうか。また、その中でも不登校生徒において、どの程度発症しているのでしょうか。</p> <p>起立性調節障害は、夜になると活発になることなどから、怠けなどと誤解されることもあります。10年前は、なかなか理解してくれる先生方は少なかったのですが、ここ最近では、どの程度の理解が進んでいるのでしょうか。</p> <p>また、起立性調節障害の生徒を受け入れる体制はどのように整備されているのでしょうか。高校であれば、通信制や定時制という選択もあるかもしれませんが、小中学校ではそうはいかないため早急な対応が必要と考えます。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>起立性調節障害の診断を受けている本市児童生徒数については、正確に把握していませんが、昨年度不登校となった児童生徒に限っては、小学生の8.3パーセント、中学生の9.7パーセントが診断を受けています。</p> <p>本市では、大学教授を中心とした特別支援教育専門家チームが、年1～2回各校を巡回し、発達障害に係る児童生徒のスクリーニングや必要な支援についての助言を行っており、起立性調節障害の理解と対応についても研修を行っていただいています。</p> <p>また、市内各中学校への調査結果から、不登校の要因については、「無気力、不安」「親子の関わり方」「生活リズムの乱れ」等、多様な要素が複雑に絡み合うことが多いため、起立性調節障害のみならず、児童生徒が抱える様々な背景をもとに支援の方針を探っていく必要があると考えています。</p> <p>市教育委員会としては、今後とも家庭や医療機関等との連携を丁寧に進め、共通理解を図りながら適切な支援を行い、児童生徒の社会的自立へ向けた支援の充実に努めていきます。</p>	

No.	6	標 題	中学校の冬期通学におけるスクールバス運用について
所管課等		教育総務課、学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>長岡地域から通う中学生たちは、春から秋は自転車通学が可能ですが、12月から3月までの冬期は徒歩通学となり、早朝と夕方の暗い中、1時間以上かけて通学しています。</p> <p>部活動のある日の下校については、午後7時を過ぎる場合もあり、防犯の観点から課題があり、また、毎日往復2時間以上も通学に時間を取られることで、生活リズムや家庭学習への影響が懸念されます。</p> <p>文部科学省の方針でも、通学時間はおおむね1時間以内を目安にすると示されており、子どもたちの健全な生活環境実現のためにも冬期間のスクールバス運行をぜひ検討していただきたいです。</p>			

長岡まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月8日開催

<回答及び対応状況>

国で示している中学校の通学距離については、おおむね6キロメートル以内かつ1時間以内を目安と示しており、市内の中学校は、自宅から学校までの距離がおおむね6キロメートル以内に設置されています。また、冬期間の徒歩通学にかかる時間は、長くても1時間程度と考えていますが、天候によっては、時間を要する場合があります。

このような状況から、保護者の送迎等による通学も一律に禁止とはせずに柔軟に対応するとともに、冬期間はすべての部活動終了時刻を午後5時15分とし、生徒が早めに下校できるように工夫しています。

現在のところ、スクールバスの運行は考えていませんが、生徒の冬期間の通学について、個々の様々な状況を考慮し、よりよい登下校の在り方を探っていきたいと考えています。

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

- No. 1 **スタジアムを活かしたまちづくりについて**
文化スポーツ課
- No. 2 **モンテディオ山形の試合のパブリックビューイングについて**
文化スポーツ課
- No. 3 **有害鳥獣駆除のワナ見回り手当の増額について**
農林課
- No. 4 **カーブミラー設置について**
生活環境課
- No. 5 **正法寺川の雑木伐採及びスーパー農道沿いの雑木枝切りについて**
建設課
- No. 6 **冬期間の除雪について**
建設課
- No. 7 **奥の細道紅花ロードの活用について**
農林課、商工観光課、農業委員会
- No. 8 **子供の虐待撲滅等に向けて**
子育て支援課
- No. 9 **ランドセルの重さについて**
教育総務課、学校教育課
- No. 10 **やまがた紅王として出荷できない果実の有効活用について**
農林課
- No. 11 **地震発生時の町内会役員の参集基準について**
危機管理室、消防本部
- No. 12 **公共施設での飲食について**
建設課、生涯学習課

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

No.	1	標 題	スタジアムを活かしたまちづくりについて
所管課等		文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>今年3月にモンテディオ山形の新スタジアムの建設予定地が県総合運動公園南側の特設駐車場に決定しました。市では新スタジアムが建設されることに伴う「スタジアムを活かしたまちづくり」について現在どの程度検討が進んでいるのでしょうか。市全体はもちろん、干布地域の発展や賑わいにも関わる大変重要な事業だと思っています。今後の展望等をお聞かせください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今年4月、県知事から県総合運動公園南側の特設駐車場を、新スタジアム用地として使用することについて、協力していただけることとなり、その後、モンテディオ山形と県と三者で、新スタジアムの建設について話し合いを進めているところです。</p> <p>現在まで、三者で話し合いを進めているものの、モンテディオ山形から、新スタジアムを特設駐車場のどの位置に、どれぐらいの規模の施設を建設するのか、建設資金をどのように調達するのかなど、具体的な案が示されていないことから、本市と県は、株式会社モンテディオ山形に対して、具体的な新スタジアムの整備計画の作成をお願いしている段階であります。</p> <p>新スタジアムが建設されることに伴い、地域の皆様には地域活性化への期待が大きくなっていると思いますが、まずはスタジアム本体の話が固まってからと考えていますので、御理解いただければと思います。</p>			

No.	2	標 題	モンテディオ山形の試合のパブリックビューイングについて
所管課等		文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>最上広域交流センター「ゆめりあ」では、今シーズンの途中から、すべての試合のパブリックビューイングを実施しており、新たなるファンの獲得や地域の交流人口増加と活性化を推進していると聞きました。ホームタウンである本市においても、公共施設等でアウェイゲームに絞ったパブリックビューイングの開催等を行い、新スタジアムの建設に向けて市民のモンテディオ山形を応援しようとする気持ちを高めていくような取組みがあるといいのではないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>本市でも、ホームタウンTENDO推進協議会の事業として、コロナ禍前の平成31年4月に、市民応援デーのチケット販売に合わせた、新潟戦アウェイゲームのパブリックビューイングを開催しました。その際は、モンテ応援隊の皆様をはじめ約300人の方々が来場されました。</p> <p>その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、イベントの開催については中止または縮小傾向にありましたが、今後パブリックビューイング等を開催する際は、</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

モンテ応援隊の皆様とも協力しながらホームタウンとしての取り組みを行い、地域活性化を図っていきたいと考えています。

令和4年10月30日と11月6日には、モンテ応援隊の皆様が中心となり、津山公民館において、J1昇格プレーオフのパブリックビューイングが行われました。

No.	3	標 題	有害鳥獣駆除のワナ見回り手当の増額について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>本市東部地域の里山に、近年ますます熊、猪、サル等の生息数が増加し、果樹や野菜等の被害が増えています。本猟友会では、市の方針に則り、ワナ等で有害鳥獣の駆除を行っています。ところが、市からの熊、猪、鹿のワナ見回りの手当てが、1時間当たり300円で、ほとんど赤字状態で実施していますので、サル罠の見回り並みに1時間当たり1,000円に増額していただきたいです。当活動には、鳥獣被害対策協議会からも補助金をいただいておりますが、ワナの修理や草刈り等の経費ですべてなくなってしまいます。これからの有害鳥獣対策を考えるにしても、この状態では後継者不足を解消できる状態ではありません。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>有害鳥獣の駆除については、猟友会の皆様に天童市鳥獣被害対策実施隊として日々御尽力頂いておりますことに深く感謝申し上げます。特に干布・荒谷地区では、近年増加していますイノシシを中心に多数の捕獲実績を上げられており、農作物被害の防止に貢献して頂いていると存じ上げています。</p> <p>捕獲のためにはワナを設置し、毎日欠かさず見回りなどの業務が必要であることから、見回り業務に対しサルの場合は1時間当たり1,000円、サル以外の鳥獣の場合は1時間当たり300円を市から支給させていただいております。</p> <p>近年はイノシシやクマの捕獲頭数が増加しており、それに伴って見回り業務等も増えていることから、令和5年度から見回り業務に対する報酬をサル以外の鳥獣の場合も1時間当たり1,000円に増額して支給し、有害鳥獣駆除活動を支援していきます。</p>			

No.	4	標 題	カーブミラー設置について
所管課等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>石倉熊野神社手前のT字路ですが、近年、交通量が増え、また熊野神社先の建設工事会社への大型車両の通行もあり大変危険な状態になってきています。つきましては、事故防止、安全確認を容易にするためカーブミラーを設置していただきたいです。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

カーブミラーの設置に当たっては、天童地区交通安全協会の各地域の支部長と地元町内会長の連名により設置の要望を行っていただいたうえで、市が現地を調査し、設置を行っています。

この度の要望の箇所については、2月13日に設置を完了いたしました。

No.	5	標 題	正法寺川の雑木伐採及びスーパー農道沿いの雑木枝切りについて
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>石倉町内会で今年の5月15日に危険を伴いながら正法寺川の雑木伐採を行いました。法面と川底までは入って行けず残ってしまっています。今年の大雪と大雨によりかなりの水量があり、危険を感じたところですので、災害防止の為に法面と川底、正法寺川上部の雑木伐採をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、スーパー農道の正法寺川橋より北方へ（カーブ有り）雑木の枝が車道まで伸びて見通しが悪く、車の通行に危険を及ぼすと思われるので、枝切りをしていただきますようお願いいたします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>正法寺川の御提言の箇所は砂防指定地に指定されており、県が管理を行っています。県に要望したところ、「砂防指定地の管理については、限りある予算のなかで緊急度の高い箇所から優先順位を決めて対応している状況であります。まずは要望箇所の雑木の状況確認を行います。」との回答をいただきました。市としても、引き続き、正法寺川の適正な維持管理について県へ要望していきますので、御理解をお願いいたします。</p> <p>また、スーパー農道の現地については、道路脇からの雑木の枝が伸び、見通しを阻害している状況であったため、部分的に枝払いの作業を実施し、見通しの確保を行いました。残りの部分についても引き続き作業を進めていきます。</p>			

No.	6	標 題	冬期間の除雪について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>冬期間に市道の除雪をやって貰っていることにより、快適な地域生活を送ることができ、感謝をしています。降雪量はその年によってばらつきがありますが、除雪の雪押し場がないために、場所によっては畑の持主に許可無く山積みにされることがあったと、持主からの苦情がありますので、事業者には雪押し場を確保して実施するように指導していただきたいです。また、畑等に雪押しする場合は、トラブル防止のために、事前に持主等との意思疎通を図っていただきますよう、事業者等への指導を併せてお願いいたします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

道路の除雪事業について地域の皆様から御理解と御協力をいただき、感謝を申し上げます。

昨年のような豪雪においては、道路除排雪事業の強化に加え、雪押し場の確保など道路除雪に対する地域の皆様からの御協力が必要不可欠であると考えています。

なお、除雪事業者には、所有者の方にお断りすることなく雪を押しさないよう指導していますが、今後もそのようなことが無いよう除雪業者に指導していきます。

他地区において、地域の方から雪押し場を確保していただき、道路除雪を進めた事例もありますので、本地区においても、雪押し場の確保について、地域の皆様からの御協力をお願いします。

No.	7	標 題	奥の細道紅花ロードの活用について
所管課等		農林課、商工観光課、農業委員会	
<p>村山東部地区広域農道の愛称が決定しました。ただ、残念ながら沿道には耕作放棄地もあり、全国の皆さんにどうぞ来てくださいと胸を張れる状況にはなっていないと思われま。是非、地域を巻き込んだの活用をできる機会を作っていただきたいと思ひます。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>山形市東沢地区から天童市山口地区まで続く村山東部広域農道については、村山総合支庁総務課連携支援室が事務局となり、令和2年度に干布地区を含めた沿道地域の皆様から愛称を募集した結果、「奥の細道紅花ロード」に決定したものです。天童紅花まつり実行委員会では、「奥の細道紅花ロード」が地域に親しまれ、県内外へ広くPRするために、紅花まつりに合わせて、沿線に紅花をさかせようという企画をしているとお聞きしています。今後も、紅花まつりを中心に紅花の活用を進めていきますので、地域の皆様の御協力をお願いします。</p> <p>また、毎年7月から8月にかけて遊休農地実態調査を実施していますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などから、遊休農地は増加傾向にあります。市としましては、新たな耕作者が遊休農地を借受け、耕作可能な農地に復元する際や、高齢や後継者不足などの理由から、所有者が農地の全部又は一部を更地にする際に費用の一部を支援し、遊休農地の発生防止・解消に努めています。</p> <p>なお、JAや農業法人等が行うリース型果樹団地整備の先行投資に対する支援策として、県において「かがやく果樹産地づくり強化事業」が制度化されました。国と県の補助事業により、事業費の10分の7が補助される制度となっており、遊休農地の発生防止・解消や、新規就農者への優良な園地の提供などが期待されます。今後、事業実施主体への周知や情報提供などの支援を行っていきます。</p>			

No.	8	標 題	子どもの虐待撲滅等に向けて
所管課等		子育て支援課	
<p>5歳児の餓死など子どもの虐待のニュースが絶えることがありません。また、近</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

頃はヤングケアラーも問題になっています。ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。こういう虐待などをなるべく早く解消するためにも早期に発見する事が重要と思います。虐待について広く市民に知ってもらい、通報してもらえよう取り組んでいただきたいと思います。

<回答及び対応状況>

広く市民の皆様から児童虐待防止への御理解と御協力をいただくことは大変重要なことです。

児童虐待防止については、毎年11月が「児童虐待防止推進月間」となっており、例年市報11月1日号に全国児童相談所共通の3桁ダイヤル「189(いちはやく)」を掲載した啓発記事により周知しているほか、市ホームページや市子育てガイドブックに児童相談所共通ダイヤルを掲載しています。

通報・相談は匿名で行うことができ、通報者や通報内容に関する秘密は守られますので、児童虐待が疑われる場合には、児童相談所につながる「189」や、市子育て支援課にためらわずに連絡くださいますようお願いいたします。

今後とも、啓発活動に引き続き取り組んでいきますので、市民の皆様への御理解と御協力をお願いします。

そして、ヤングケアラーの支援については、福祉、医療、介護教育など、様々な分野の連携が重要となります。ヤングケアラーの早期発見と情報共有に向けて関係機関相互の認識を深めながら、広報などを通じた社会的認知度の向上にも努めていきます。

No.	9	標 題	ランドセルの重さについて
所管課等		教育総務課、学校教育課	
<p>軽いランドセルが販売されている一方、教科書や水筒を入れると21キログラムにもなると聞いたことがあります。成長時期に重いランドセルを背負っての登下校で、姿勢が悪くなるのではと心配しています。何か対応策はありますでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>通学カバンやランドセルの重さは学年によって異なりますが、最近の調査では、中学生が4キログラムから7キログラム、小学生では4キログラムから5キログラムとなっています。これは、教科書が重くなったことに加え、水筒やタブレット端末を持ち帰ることが原因として考えられます。</p> <p>教育委員会としましては、学校に置いていい物と持ち帰る物を決め、児童生徒の通学時における携行品を軽くするよう、各学校へお願いしているところです。</p> <p>将来は、タブレット端末に教科書の内容がすべて入ることも考えられます。時代の過渡期の中で、児童生徒の安全が脅かされるようなことや学びが阻害されないよう、各学校と話し合っていきたいと考えています。</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

No.	10	標 題	やまがた紅王として出荷できない果実の有効活用について
所管課等		農林課	
<p>やまがた紅王を植栽して4年目となり、今年からプレデビューとして流通が始まりました。来年からは本格デビューとなりますが、やまがた紅王として出荷できるのは3Lや4Lとなっています。当然、大きさが3Lに満たないものも収穫されますが、やまがた紅王の名前を使うことはできず、県では開発番号の名前で出荷させていただきますとのことでした。</p> <p>せっかくの新しい品種なので有効活用できないかと思っています。例えば、やまがた紅王になれなかったので、「やまがた紅姫」などと新しい名前を付けて出荷できるように県に働きかけていただきたいです。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>やまがた紅王については、本市の生産量を一番にしたいと農協と話をし、支援事業にも取り組んでいるところです。</p> <p>県に確認したところ、やまがた紅王は大玉を売りにした商品としての販売戦略であり、大玉の収量を上げる取組みを進めていることから、基準に満たない部分について別途商品化することは考えていないとのことでしたので、御理解をお願いします。</p>			

No.	11	標 題	地震発生時の町内会役員の参集基準について
所管課等		危機管理室、消防本部	
<p>春先の地震発生時、町内会での参集基準が無かったために、公民館に集まった人と集まらなかった人がいました。その後、震度5以上で役員が集まることに決めましたが、市での参集基準はありますか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>市では、「天童市災害発生時における職員の初動体制についての基準」に基づき、震度4で幹部職員及び災害担当職員が参集し、震度5弱以上で全職員が参集します。</p> <p>町内会については、各自主防災会等で定めた基準に基づき参集し、被害状況や地域住民の安否状況を確認していただければと思います。</p> <p>なお、消防団員については、消防団長指示により消防無線や一斉メールで連絡し、消防団で定めた「行動計画」に従って、震度4で班長以上、震度5弱以上で全団員が所属ポンプ車庫に参集します。</p>			

No.	12	標 題	公共施設での飲食について
所管課等		建設課、生涯学習課	
<p>ここ数年、コロナ禍で公民館を利用した地域活動や舞鶴山バーベキュー広場等で</p>			

干布まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年10月4日開催

の飲食ができていない状況です。市からは、飲食を可能とする時期を発表していただけののでしょうか。

<回答及び対応状況>

現在、市立公民館での飲食は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策の徹底を図ることで可能としていますが、今後、感染症法において、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に引き下げられることになりますので、そのタイミングや今後の情勢に注視しながら、公民館での飲酒を可能にする方向で検討し、天童市公民館連絡協議会を通して示していきたいと考えています。

また、令和4年度の舞鶴山バーベキュー広場は、9月16日より受付を再開し、11月23日まで貸出を行いました。

なお、令和5年度については、4月下旬より舞鶴山バーベキュー広場の受付を開始する予定としています。御利用の際は、人と人との適切な距離を確保するなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

- No. 1 **消防施設の改築について**
消防本部
- No. 2 **新スタジアム周辺の開発について**
文化スポーツ課
- No. 3 **立谷川の堆積土砂の撤去について**
建設課
- No. 4 **コンパクト・プラス・ネットワーク構想について**
生活環境課、都市計画課
- No. 5 **デジタル化推進について**
総務課、市長公室、市民課、生涯学習課
- No. 6 **部活動について**
学校教育課
- No. 7 **自治会等活動への市の関わりについて**
総務課
- No. 8 **ごみ集積所の設置について**
生活環境課
- No. 9 **荒谷小学校の入学見込みについて**
学校教育課
- No. 10 **荒地への指導について**
生活環境課、農林課、農業委員会

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

No.	1	標 題	消防施設の改築について
所管課等		消防本部	
<p>《市民のこえ》</p> <p>各消防団にある消防車格納庫などの消防施設について、改築の予定はあるのでしょうか。</p> <p>先日、第10分団第3部格納庫のシャッターが劣化しているため、修繕をお願いしました。同様に、地域のために活動している消防団が利用し易いように、各消防施設についても改善をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>現在、ポンプ車庫等について、計画的な改築予定はありません。不具合等が生じた際に、その都度修繕を行っていますので、何かお気づきの点がありましたら消防署まで御連絡をお願いします。</p> <p>また、第10分団第3部格納庫のシャッターについては、開閉時に引っ掛かりが生じていましたので、修繕し改善を確認しています。</p>			

No.	2	標 題	新スタジアム周辺の開発について
所管課等		文化スポーツ課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>モンテディオ山形の新スタジアムが、県総合運動公園の駐車場に建設されると聞いています。運動公園を建設する際に、荒谷地域の方が土地提供に協力した経過があり、運動公園は荒谷地域にとっても身近な存在であり、新スタジアムができることは、大変誇りに思いとても喜んでいきます。</p> <p>新スタジアム建設に伴い、東側敷地に駐車場の拡張整備なども考えられ、これまで以上に東側を通過してスタジアムに行き来する事も考えられますので、ぜひ、東側周辺の地域に賑わいをもたらす整備になるような計画をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>今年4月、県知事から県総合運動公園南側の特設駐車場を、新スタジアム用地に使用することについて、協力していただけることとなり、その後、モンテディオ山形と県と三者で、新スタジアムの建設について話し合いを進めているところです。</p> <p>現在まで、三者で話し合いを進めているものの、モンテディオ山形から、新スタジアムを特設駐車場のどの位置に、どれぐらいの規模の施設を建設するのか、建設資金をどのように調達するのかなど、具体的な案が示されていないことから、本市と県は、株式会社モンテディオ山形に対して、具体的な新スタジアム整備計画の作成をお願いしている段階です。</p> <p>駐車場などの整備については、県有地である東側駐車場の活用も含め、この新スタジアム整備計画がまとまってから様々な調査を行い、県と一緒に検討していきたいと考えています。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

No.	3	標 題	立谷川の堆積土砂の撤去について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>立谷川には、荒谷橋上流のにこにこパークから赤石橋の区間に大量の土砂堆積が確認されています。特に、にこにこパークから上流約200メートルの区間は、川床が高く川幅が狭いため、過去に数回堤防ぎりぎりの高さまで増水したことがあり、大雨の際に堆積土砂の影響による洪水が懸念されています。</p> <p>この区間は、「八千代台環美協」や「花さかじいさん」をはじめ、荒谷地区民が一丸となって美化活動を行っている場所であり、その活動に対して県などから表彰を受けています。これからも活動を継続していくため、管理者の村山総合支庁河川砂防課に土砂撤去のお願いしてきましたが、当箇所は対応の優先度は低く、すぐには着手できないとのことでした。</p> <p>異常気象による豪雨などで甚大な災害が全国各地で発生している中、ぜひ当地域の安全のため、また、美しい河川の保護のためにも、早期の対応に向けて市からも働きかけをお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>河川管理者である山形県に伝えたところ「立谷川の状況は、定期的に点検し把握しておりますが、村山総合支庁本庁舎管内で管理する河川が60河川、総延長約300キロメートルあり、その中で緊急性が高い箇所から優先順位を決めて、堆積土砂の撤去や支障木の伐採を順次進めているところですので御理解をお願いします。なお、立谷川の状況につきましては、今後とも注視していきます。」との回答をいただきました。</p> <p>市としましても、引き続き、市重要事業として県管理河川の減災対策の促進をしっかりと要望するとともに、大雨時のパトロールを実施するなど、災害に備えています。</p>			

No.	4	標 題	コンパクト・プラス・ネットワーク構想について
所管課等		生活環境課、都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>市報てんどう令和4年3月1日号で「人口減少社会を見据えた持続可能な街づくり」と題して、コンパクト・プラス・ネットワーク構想について記載されています。大変わかりやすく説明されており趣旨はよく理解できましたが、荒谷地区において、この構想がどのように関連して、どのようなメリット・デメリットが出てくるのかを具体的な説明をお願いします。</p> <p>特に、立地適正化計画の方向性2の「中心市街地と田園集落を公共交通網で結び、多極ネットワーク型コンパクトシティを実現」は、行政／医療・介護／商業施設と荒谷地区住民をどのような公共交通網で、どのように結びつけようと考えているのか教えてください。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

また、ヤマザワ長岡店付近の開発、荒谷西工業団地、県道24号線天童寒河江線拡幅工事が進む中、荒谷地区から最寄りの居住誘導区域である長岡地区に至る地域の将来構想と当構想との関連性についても教えてください。

<回答及び対応状況>

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、今後はコンパクトで住みよいまちづくりが求められています。

本市では、これまで主に土地区画整理事業により既成市街地の外縁部を拡大しながら、良好な居住環境と産業の受け皿づくりを行い、安心して安全に生活できるまちづくりに努めてきました。

今後のまちづくりについては、これまで整備してきた市街地のうち、近年激甚化・頻発化する災害のリスクが低いエリアへ居住を誘導していきながら、まちの機能を集約化・コンパクト化していくという考えです。

一方、荒谷地区を含む市街化調整区域においては、豊かな自然環境を保全する地域として位置付けし、ゆとりある居住環境を望む世帯への対応と地域コミュニティの維持を図るために、平成30年度から開発許可等の規制緩和区域を設定し、定住人口の確保に努めています。

まちのネットワークを形成する公共交通網については、現時点で具体的な方針についてはお示し出来兼ねますが、利用者ニーズの把握に努め、運行事業者と協議を行いながら、利便性が高く、自家用車に過度に依存することのないまちづくりに向け取り組んでいきたいと考えています。

荒谷地区から長岡地区までのエリアについては、都市計画マスタープランにおいて産業集積エリアとして位置付けていますので、今後とも工業系の企業の立地を誘導していく考えです。

長岡地区の居住誘導区域や荒谷地区の規制緩和区域等に居を構えた方が、工業団地に存する企業等に就業すること、また店舗や医療機関等が集積するエリアに不便なく行き来できる交通手段があることなどがこのエリアの理想形になるのではないかと考えています。

No.	5	標 題	デジタル化推進について
所管課等		総務課、市長公室、市民課、生涯学習課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>国を挙げて推進しているデジタル化は、なかなか計画通りに進まず、マイナンバーカードの交付についても思うように進んでいないようです。マイナンバーカード機能の目玉である健康保険証機能については、市内で使える医療機関等がまだまだ少ない状況ですので、ぜひ、市から医療機関等に対して、端末導入の推進をお願いします。</p> <p>また、コンビニに設置してあるキオスク端末を利用して証明書などが発行できることは、大変便利だと思いますが、荒谷地区のようにコンビニが無い地区については、ぜひ地区公民館に設置をお願いします。</p> <p>当町内会では、多くの方がスマートフォンやタブレット、パソコンなどによってデジタルネットワークを利用しているなか、LINE機能などを利用して会議開催</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

の案内など情報伝達や共有に役立てています。今後、さらに町内会でのICT環境を整備し、有益な情報を町内のみなさんにいち早く提供できるような計画を検討しています。そのロードマップとするために、市のデジタル化関連の計画が具体的にどのような事を、どのように展開していくのか教えてください。

<回答及び対応状況>

マイナンバーカードについては、令和5年3月12日現在、申請が84パーセントを超えた状況にあります。健康保険証として利用できる医療機関は、市内の医科で32カ所、割合にして7割強です。今後、利用可能な医療機関が拡大するよう、天童市東村山郡医師会を通じて呼びかけていきたいと考えています。

証明書等のコンビニ交付については、全国どこでも交付が受けられ、利用できる時間も長いなどのメリットがありますが、公民館に設置した場合には、開館時間内での交付になってしまうなど、そのメリットを受けることが難しくなるなどの課題があると考えています。

本市では、デジタル化の方向性を明らかにし、計画的に進めるため「天童市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を今年度中に策定し、今後の取組を示していきます。

No.	6	標 題	部活動について
所管課等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>公立学校の部活動が地域に移管すると聞きました。今後、市では、どのような理念の基、だれがどのように実施していくのでしょうか。部活動は、子どもたちの成長に大切な役割を担っていると思います。指導者や場所、移動手段の問題など多くの課題があると思いますが、思春期の大事な時期ですので、子どもたちの事を最重要視して考えていただきたいです。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>令和2年に国から示された、部活動改革の方策として、合理的で効率的な部活動の推進と休日の部活動の段階的な地域移行が挙げられています。</p> <p>本市では、昨年度から、県教育委員会の指定を受け、合理的で効率的な部活動の実践研究に取り組んでいます。市内4つの中学校の野球部を合同部活動として組織し、市野球連盟と連携を図りながら、平日はそれぞれの学校で、休日は指導者が輪番制で4校の部員が一か所に集まって活動しています。</p> <p>今後は、国が目指す休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各部の活動状況や生徒の実態を考慮し、受け入れ可能なクラブチームやスポーツ少年団などを模索するとともに、関係機関と地域の連携を含めた実践研究を進めていきたいと考えています。</p>			

No.	7	標 題	自治会等活動への市の関わりについて
-----	---	--------	-------------------

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

所 管 課 等	総務課
<p>《市民のこえ》</p> <p>町内会や自治会の多くが地方自治法に基づく認可地縁団体として、税制上の優遇などを受けていると思います。その前提として法律の遵守はもちろん、認可の際に市に提出した規約に基づき適正な運営が前提になっているものと考えています。しかしながら、各自治会において活動レベルに相当な開きがあると思います。</p> <p>現在、市においては、持続可能な自治会活動に向けて、自治会等と市の関わりについて検討されていると聞いています。法律上は市として指導・監督の立場にはありませんが、自治会運営の手引きの作成や役員への研修等を行っていただけませんか。</p> <p>また、自治会等への不参加の理由についても、積極的な把握をお願いしたいと思います。</p>	
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>町内会や自治会は、地縁に基づく任意の団体であり、町内会の運営に必要なルール等については、住民の皆さんの話し合いにより決めていただくものであります。そのため、総会で意見を交換したり、住民の皆さんが知恵を出し合ったりしながら町内会の運営に必要なルールを作り、お住まいの地域の住みよい環境づくりを推進していただきたいと思います。</p> <p>なお、自治会運営の手引きについては、総務省で作成した「コミュニティ団体運営の手引き」があります。町内会の方に向けて非常にわかりやすい手引書となっており、総務省のホームページで公表されています。これらの情報を参考にいただき、より良い町内会運営に役立てていただきたいと思います。</p> <p>また、本市においては、少子高齢化が進んでいるとともに、単身、核家族、高齢者のみの世帯などが増加しています。町内会に加入しない世帯は、主に単身世帯や市外からの転入世帯に多いと思われませんが、どの世帯の方が町内会に加入していないのかについて把握することは難しい状況にあります。町内会への加入率の低下は、将来の町内会運営に大きく影響するものでありますので、今後、行政としてどのように町内会に対して関わりながら支援していくことができるか、各町内会長の方々の御意見を伺う機会を設けながら、検討を進めていきたいと考えています。</p>	

No.	8	標 題	ごみ集積所の設置について
所 管 課 等		生活環境課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>クリーンピア共立では、20～30戸に1か所のごみ集積所を目途として聞いていますが、上荒谷町内会は約140世帯ありながらごみ集積所が1か所しかありません。約190世帯ある隣の町内会では、ごみ集積所が5、6か所あります。可能な限り公平な行政サービスが提供されるべきであり、自治会等への理解等を促すとともに、市としても現状把握や是正に努めるべきと思います。</p> <p>また、自治会等へ加入しないとごみ集積所を利用できないという事は、あるのでしょうか。</p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

<回答及び対応状況>

ごみ集積所の利用戸数については、地区ごとに多少の差はありますが、市内では平均すると1集積所あたり30～50戸の利用が多くなっています。上荒谷地区の世帯は、約140世帯となっており、2、3か所に分割することが可能と思われます。

ごみ集積所を設置する際には、道路幅が確保されていることや、交通の妨げにならない場所であるなどの条件があるため、設置希望場所の確認を行いますので、検討されている場合には、生活環境課へ御相談ください。

また、ごみ集積所の設置については、原則利用する地域の方から申請いただき、ほとんどの場合は町内会長・区長・衛生委員からの申請となっています。

なお、ごみ集積所の利用できる方については、設置者と利用者間で御相談いただくようお願いします。

No.	9	標 題	荒谷小学校の入学見込みについて
所 管 課 等		学校教育課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年度のまちづくり懇談会でもお聞きしましたが、荒谷小学校の入学見込みについて、どのようになるのかお聞かせください。特に、令和9年度、令和10年度の見込みは、どのようになっているのでしょうか。</p> <p>また、昨年8月にお聞きした際に令和4年度の入学見込み数は、16名とのことでしたが、実際の入学見込み数をみると14名となっていますが、2名減ったのはなぜでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p> <p>入学予定者数については、令和9年度見込み6人、令和10年度見込み6人です。</p> <p>また、令和4年度入学予定者が2名減った理由については、個人的なことなのでお伝えできません。見込みが増減する主な理由としては、留守家庭による児童の預け先学区の学校への就学や住宅新築等による予定学区の学校への就学、引越しに伴う学区変更などがあります。</p>			

No.	10	標 題	荒地への指導について
所 管 課 等		生活環境課、農林課、農業委員会	
<p>《市民のこえ》</p> <p>現在耕作している農地の隣地に、手入れされず病害虫の蔓延や、熊や猪等の害獣の通り道となりえるような土地が地区内に散見されています。農業委員会に相談しても、地目が農地以外の場合は、指導できないとのことでした。実害が発生してしまう前に、市から何らかの対応をとってもらえないでしょうか。</p>			
<p><回答及び対応状況></p>			

荒谷まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年9月22日開催

農地が適正に管理されていない場合などには、関係法令の規定に基づき農林課、農業委員会において、その土地の所有者や耕作者に対し、適正な管理について指導を行います。また、農地以外の土地利用についても、隣接又は近隣の農地で行われる営農活動に影響が生じないように、生活環境課と連携し土地の所有者又は管理者に対し指導を行っていきます。

2 市政への提言

令和4年度「市政への提言」のあらまし

「市政への提言」は、毎年、市報てんどう6月1日号及び12月1日号とともに各世帯にお配りした専用のはがきや、電子メール等により、市民の皆様から市政に関する御提言や市民生活に関わる御意見などを多数お寄せいただいております。

令和4年度は、412件（複数の課等にまたがる内容のものについては、それぞれに1件として集計しています。）もの御提言や御意見などをお寄せいただきました。

412件の内容を部門別に見ると、最も多いのが建設部の106件（25.7%）で、次に総務部の92件（22.3%）、以下健康福祉部の61件（14.8%）、市民部の60件（14.6%）、教育委員会の33件（8.0%）、経済部の30件（7.3%）、その他の部門の30件（7.3%）、の順となっています。

所管課等別では、建設課が97件と最も多く、次に生活環境課が47件、市長公室が33件となっています。

年齢別では、70歳代が48件で最も多く、次に60歳代の47件、30歳代の33件と続きます。

性別では、男性が151件、女性が92件となっています。

<作成にあたって>

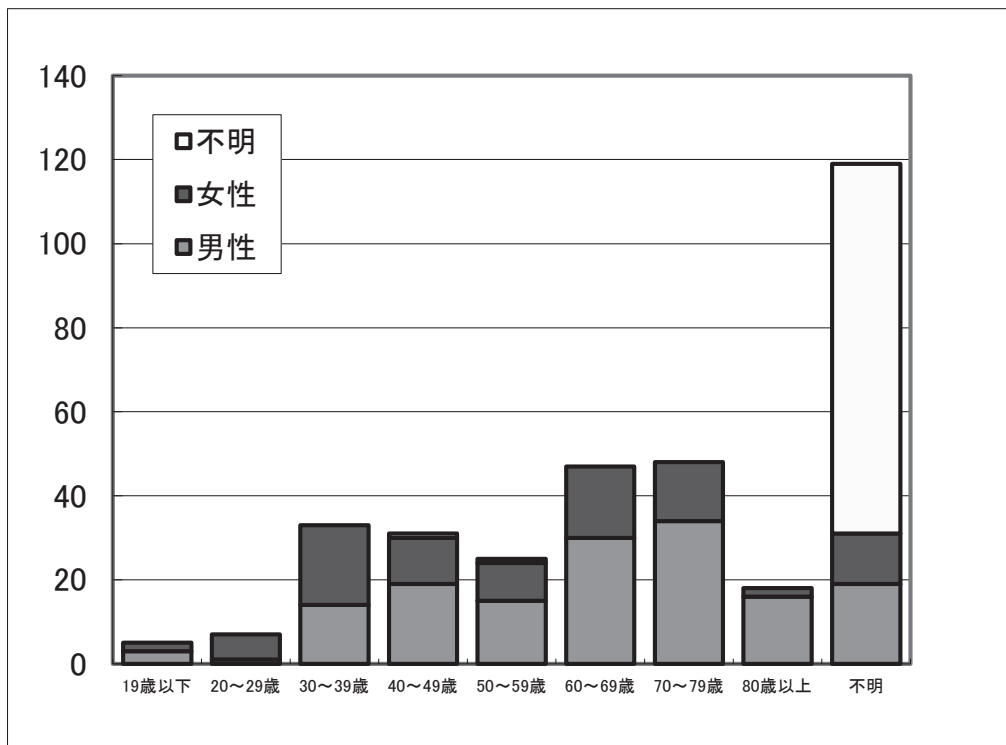
「市政への提言」における対応状況については、令和5年3月31日現在の対応状況を記載しました。

なお、当冊子には、数々の御提言の中から、市政について政策的判断を要する事案や広く市民に関わる提言内容について掲載しております。なお、上記の件数には、掲載している内容のほか、個別事案として担当課から回答させていただいたものや市としての回答や対応ができないもの、匿名の苦情等、令和4年度に市政への提言としていただいた全ての件数となっております。

提言者性別・年齢別の内訳

(単位:人)

性別 年齢	男 性	女 性	不 明	計
19歳以下	3	2		5
20～29歳	1	6		7
30～39歳	14	19		33
40～49歳	19	11	1	31
50～59歳	15	9	1	25
60～69歳	30	17		47
70～79歳	34	14		48
80歳以上	16	2		18
不明	19	12	88	119
計	151	92	90	333



所管部課等別受理件数

(単位:件)

区 分	課 別 計	部 門 別 計	
総務部	総務課	32	92 (22.3%)
	財政課	10	
	市長公室	33	
	危機管理室	9	
	ふるさと納税推進室	5	
	税務課	2	
	納税課	1	
健康福祉部	社会福祉課	14	61 (14.8%)
	保険給付課	3	
	健康課	10	
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	6	
	子育て支援課	28	
市民部	生活環境課	47	60 (14.6%)
	市民課	8	
	文化スポーツ課	5	
経済部	農林課	6	30 (7.3%)
	商工観光課	21	
	産業立地室	3	
建設部	建設課	97	106 (25.7%)
	高速道路整備推進室	0	
	都市計画課	9	
教育委員会	教育総務課	10	33 (8.0%)
	学校給食センター	2	
	学校教育課	14	
	生涯学習課	7	
その他	会計課	1	30 (7.3%)
	上下水道課	9	
	天童市民病院	10	
	消防本部	3	
	選挙管理委員会	2	
	監査委員	0	
	農業委員会	3	
	議会	2	
合 計	412	412	

※ 複数の課に係る場合は、それぞれの課等に1件として集計しています。
(受付実数は 333 件)

- No. 1 **ゆびあ周辺の土地利用について**
都市計画課
- No. 2 **育休中の保育時間について**
子育て支援課
- No. 3 **高齢者の医療費の自己負担軽減について**
保険給付課
- No. 4 **もやせるごみの袋について**
生活環境課
- No. 5 **障がい者の就労事業所について**
社会福祉課
- No. 6 **給食の牛乳パックのリサイクルについて**
学校給食センター
- No. 7 **スクールバスの運行について**
教育総務課
- No. 8 **学童の利用契約について**
子育て支援課
- No. 9 **死亡届提出後の手続きについて**
市民課
- No. 10 **ごみ収集日程表とごみ分別ポスター（ごみの分け方出し方）について**
生活環境課
- No. 11 **セブンイレブン天童柏木3丁目店前の交差点について**
建設課
- No. 12 **保育料について**
子育て支援課

市政への提言に対する対応状況

令和4年度

No.	1	標 題	ゆびあ周辺の土地利用について
所管課等		都市計画課	
<p>《提言・意見》</p> <p>自分が住んでいる場所は、天童の西部地区で、周りは、田んぼと畑の農村地域ですが、人が来てもらえる場所になればと思います。ゆびあを中心に、アウトドアやキャンプ場、イベント広場などがあればと思います。近くに中山町のせせらぎ公園がありますが、休日はたくさんの家族や若い人などでにぎわっています。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>本市の西部地域においては、美しい田園景観を生かし、自然環境と調和したうるおいと安らぎのあるまちを目指しています。</p> <p>ゆびあ周辺については、現時点では具体的な土地利用計画はありませんが、今後とも自然環境や景観の保全と活用を図りながら、魅力あるまちづくりに努めていきたいと考えています。</p>			

No.	2	標 題	育休中の保育時間について
所管課等		子育て支援課	
<p>《提言・意見》</p> <p>現在、育児休業中です。上の子は2歳で保育園に通っていますが、育休中のため、時短保育となっています。まだ首も座っていない子どもを連れて、コロナ禍での送り迎えは非常に負担になるので、育休中も標準保育の導入を希望します。普段は父親が送るのですが、時短保育では、仕事の開始時間に間に合いません。少しでも父親から育児の協力をしてもらえた方が母親の負担も減り、少子高齢化の改善につながるのではないのでしょうか。</p> <p>女性が家事も育児もする時代は終わっています。協力し合えてこそその家庭だと思っています。子育てに優しい地域を作るなら、そのための行政の見直しも必要だと思います。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>市では、国の子ども・子育て支援新制度を準用して保育認定を行っています。</p> <p>育児休業を取得している期間は、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合のみ特例的に保育認定を行っています。ただし、育児休業を取得している期間は、家庭保育が可能な状態であると認められるため、短時間での保育認定となります。</p> <p>認定の保育時間を超えての利用が必要である場合は、お通りの保育園の延長保育を利用させていただきますようお願いします。</p>			

No.	3	標 題	高齢者の医療費の自己負担軽減について
所管課等		保険給付課	

市政への提言に対する対応状況

令和4年度

《提言・意見》

令和4年10月1日から、後期高齢者医療保険制度の見直しにより、医療費の窓口負担割合が1割から2割になります。現在、多くの医療機関を受診して生き長らえており、治る見込みがなく、病気とは生涯の付き合いになります。年間約10万円支払っていますが、20万円に上がるのは大変悲しいです。

市独自の軽減措置を考えてほしいです。何らかの対策を切に願います。

<対応状況>

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が2割になりますが、令和7年9月30日までの3年間、2割負担となる方の1か月の外来医療費の窓口負担増を3,000円までに抑える配慮措置が適用されます。

これにより、同一の医療機関を受診した場合は、窓口での負担増が1か月3,000円までに抑えられます。また、複数の医療機関等を受診した場合は、1か月の上限額を超えた部分を後日高額療養費として払い戻します。さらに、外来年間合算制度により1年間の外来医療費が144,000円を超えた場合も高額療養費として払い戻します。

国の制度上で、このような負担軽減措置が図られることから、御提言いただきました市独自の軽減措置は考えていませんので、御理解をお願いします。

No.	4	標 題	もやせるごみの袋について
所管課等		生活環境課	
<h2>《提言・意見》</h2> <p>現在、夫と二人暮らしです。ごみを増やさないように心がけ、ごみの量は小袋で、週に1度で足りませんが、生ごみは毎回捨てたいので、ごみ袋が半分にもならないうちに捨てなければなりません。正直、もったいないと感じています。</p> <p>以前住んでいた市では、極小（1枚10円）の袋があり、少量のごみを出すのにとっても便利でしたし、ごみを減らす意識にもつながりました。</p> <p>1人暮らしの方なども考慮し、ぜひ、極小の袋を検討してください</p>			
<h2><対応状況></h2> <p>本市のごみ処理については、クリーンピア共立（3市1町：天童市・東根市・村山市・河北町）で共同処理を行っており、ごみ袋の種類や大きさも統一されています。</p> <p>もやせるごみの袋は、大袋35リットル、小袋25リットル及び最小袋15リットルの3種類となっており、それぞれの家庭の世帯人数によって、ごみ袋の大きさの需要は異なると思います。</p> <p>ごみ袋の大きさは、3市1町の世帯数や世帯人数、購入数量を勘案して決定されており、さらに種類を増やした場合コスト高となりますので、現状の3種類が適当と考えていますので御理解をお願いします。</p> <p>なお、今回提言いただいた内容については、クリーンピア共立へ情報提供させていただきました。</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和4年度

No.	5	標 題	障がい者の就労事業所について
所管課等		社会福祉課	
<p>《提言・意見》</p> <p>近年ますます特別支援学級の人数が増えています。支援学校等を卒業しても、天童市には A 型就労事業所と B 型就労事業所が少なく、市外に行くケースが多いです。市外の事業所では、定員数があり、市内の人を優先に就労させているので、ぜひ、天童市に事業所を増やしていただきたいです。仕事の内容も、菓子系や裁縫などの種類を増やし、障がいのある方が、自分に合う仕事を選択できればと思います。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>障がい者就労施設は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業所として、社会福祉法人や民間企業、NPO法人等が設置運営を行っています。令和3年度には、市内に就労継続支援B型事業所が新たに2か所、令和4年度にも1か所開設されました。市としては、新たに事業所の開設を希望する法人等に対し、様々な面で相談に応じ、情報提供を行っていきたいと考えています。</p>			

No.	6	標 題	給食の牛乳パックのリサイクルについて
所管課等		学校給食センター	
<p>《提言・意見》</p> <p>毎日給食で飲んだ牛乳パックを持ち帰ってきますが、1日中洗わずに帰ってきておるので、洗ってリサイクルもできません。SDGs と呼びかけてる今、学校でリサイクルするべきではないでしょうか。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>学校給食に係る牛乳パックの処理については、学校の規模や環境がそれぞれ異なるため、学校毎にリサイクルが可能か判断をして対応しています。</p> <p>天童南部小学校では、児童数が多いことから、牛乳パック洗浄のため水道設備に児童が集中して混雑することや、洗浄した牛乳パックを乾燥させるためのスペースの確保等が難しいために、各家庭への持ち帰りの対応を行っていましたが、夏休み明けの給食から焼却処分を行っている状況です。</p> <p>現状において牛乳パックのリサイクル対応はできませんが、持続可能な未来のために、SDGs の取り組みは重要でありますので、児童の意識を高められるように、様々な場面において指導していきます。</p>			

No.	7	標 題	スクールバスの運行について
所管課等		教育総務課	
<p>《提言・意見》</p> <p>来年度、第一中学校に子どもが入学します。自転車通学になるようですが、冬季</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和4年度

間は、徒歩または保護者の送迎のようです。先日、保護者に通学の話聞いたところ、冬季間、荒谷地区から通う生徒たちは、全員保護者の送迎で登校しているそうです。地域の子どもたちが全員送迎しているという事実を考えると、スクールバスの運行が適切かと考えますが、市では、どのようにお考えでしょうか。

我が家は、大人全員フルタイム勤務の家庭であり、冬季間の送迎は無理なので、子どもは徒歩で通うこととなります。通学路の環境や荷物の重さを考えると、毎日一人で冬道を歩かせることは、非常に心配です。

<対応状況>

文部科学省の通学距離の目安は、小学校は概ね4キロメートル以内、中学校は概ね6キロメートル以内とされています。

第一中学区内の地域はこの範囲内となっており、現在のところスクールバスの運行は考えていませんが、今後、他市町村の事例なども参考にしながら調査研究していきますので、御理解をお願いします。

また、通学における荷物については「持ち帰るもの」と「学校に置いていくもの」を学級担任の指示や自分の判断により分けるよう指導しています。

今後も、生徒の登下校時の安全や体力的負担を考慮し、過度な負担とならないように努めていきます。

No.	8	標 題	学童の利用契約について
所管課等		子育て支援課	
<p>《提言・意見》</p> <p>現在、学童は1年単位での利用契約しかできません。実際に利用したいのは、長期休暇だけと話す家庭がとて多いのですが、そのような利用ができず、年間契約となります。学童の利用契約を、もっと他の市町村のように柔軟にお願いします。</p>			
<p><対応状況></p> <p>放課後児童クラブの短期利用（夏休みなどの長期休暇のみの利用）の希望があることは把握していますが、放課後児童クラブの大きな目的として児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図ることがあり、年間を通した保育活動計画の中で活動することが重要であると考えています。</p> <p>短期利用の場合、放課後児童クラブの生活リズムや複数学年の児童が共同で生活をしている環境によりやく慣れ、落ち着いて生活が送れるようになったころに利用期間が終了してしまいます。これは、利用児童にとって決して良いこととは言えません。</p> <p>また、短期利用者の受け入れにあたり、職員体制を強化する必要がありますが、放課後児童支援員や補助員のなり手不足のため、必要な人材の確保が難しい状況にあります。</p> <p>つきましては、児童が安心して生活できる居場所を確保するため、年間での利用をお願いします。</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和4年度

No.	9	標 題	死亡届提出後の手続きについて
所管課等		市民課	
<p>《提言・意見》</p> <p>「死亡届提出後の主な手続きのご案内」をもらいましたが、窓口が多く、内容がよくわからないところもありました。天童市役所にも、山形市役所の「おくやみ窓口」のように、1か所で事務手続きがすべて済むようにしてほしいです。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>亡くなられた方に係る手続きは各種届出や相続に関することなど多岐に渡るため、現在市民課では、死亡届が提出された際に「死亡届提出後の主な手続きのご案内」をお渡しして、市役所内での必要な手続きについて、担当窓口や対象となる方を御案内しています。また、市役所以外の他機関での必要な手続きについても参考として手続き窓口を掲載しています。</p> <p>御提案の「おくやみ窓口」は、本年6月に県内で初めて山形市で設置したとの報道がありました。事前に予約申込書に亡くなられた方の情報などを記入して予約の申し込みを行い、当日は関係する部署の担当者がおくやみ窓口で対応するものです。</p> <p>他の自治体の状況も参考にしながら、設置に向けて検討していきます。</p>			

No.	10	標 題	ごみ収集日程表とごみ分別ポスター（ごみの分け方出し方）について
所管課等		生活環境課	
<p>《提言・意見》</p> <p>ごみ収集日程表とごみ分別ポスターを、新入居者用に賃貸管理会社や大家に必要部数お渡し願います。</p> <p>先日、天童市で貸家とアパート経営を始めた知人が、新しく入居する人に配るために、市役所へごみ収集日程表とごみ分別ポスターを10部程度もらいに行きましたが、「賃貸オーナーや管理会社に複数部数をお渡ししておりません。」と断られました。その理由を尋ねたところ、「地域対象外の人などが持ち込む違反ごみを出さないため」「新たに天童市に住む方には転入届を出したときに渡している」とのことです。</p> <p>新たに天童市に住む方の中には、天童市に転入届を出す人のみではありません。</p> <p>HP掲載やアプリの導入と他手段による周知も存じていますが、地方のIT活用はまだ普及の程度は小さいので、紙媒体が周知に有効です。</p> <p>ぜひとも、惜しみなく渡していただきたいです。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>本市における「ごみ収集日程表」及び「ごみ分別ポスター（ごみの分け方出し方）」については、本市に住民登録している全世帯に市報（3月1日号）の折り込みで配布しており、転入者については市民課で転入届を出した時に手渡しています。</p> <p>また、専用集積所を設けていないアパートの住民は、その地域で管理している集積所へごみを排出することになるので、区長より集積所の場所や地域のルール等を確認していただく必要があります。</p>			

市政への提言に対する対応状況

令和4年度

御提言の紙媒体の日程表等については数に限りがあるため、紛失した方や、住民登録をされていない方など、御本人から申し出があったときにお渡ししていましたが、今後は実際住んでいるアパート入居者分もお渡しします。

また、ホームページやごみ分別アプリ等が御利用できますので、御活用いただきますようお願いいたします。

No.	11	標 題	セブンイレブン天童柏木3丁目店前の交差点について
所管課等		建設課	
<p>《提言・意見》</p> <p>天童駅西側の主要地方道山形天童線の北進車線において、セブンイレブン天童柏木3丁目店前の交差点で、割り込みや追い抜きが多く危険です。平成31年の提言にも同様の内容があり、それから数年経過しています。警察と協議するとのことでしたが、どうなっているのでしょうか。</p>			
<p>＜対応状況＞</p> <p>セブンイレブン天童柏木3丁目店前の交差点については、平成31年に御提言をいただき警察と協議した結果、右側車線の路面に4か所設置していた矢印標示を3か所追加し、計7か所の矢印標示を設置する対策を令和元年に実施しています。</p> <p>この度の御提言の箇所について、天童警察署および県道管理者と改めて現場を確認し対策を協議したところです。今後、道路利用者に対し今以上に注意喚起を促すための看板を中央分離帯に設置するなど、対策を進めていく計画としています。</p>			

No.	12	標 題	保育料について
所管課等		子育て支援課	
<p>《提言・意見》</p> <p>なぜ、上の子が卒園してしまうと、第2子は第1子扱いの金額になるのでしょうか。</p> <p>第2子を4歳以上の差で産んでしまうと、上の子も下の子も第1子扱いで保育料の支払額がとて高くなります。何歳差で産んで、保育園に通わせても、同じにしたいです。</p> <p>0歳から2歳までも段階的に無償化になっていますが、無償の1区分上が、40,000円弱かかることもどうかと思います。市民税所得割額が100円違うだけで、保育料が0か40,000円弱かかるかの差が出ます。</p> <p>下の区分が無償になるなら、無償より上の区分の料金も見直すか、県か市で半額負担などしていただけないでしょうか。区分の幅が広すぎて、収入にだいぶ差があるのに、保育料が同じことにも疑問を感じます。区分をもっと細かく分けたほうが良いと思います。</p> <p>生活のために働いて、働くために保育園をお願いしているのに、保育料が家計の負担になっています。</p> <p>どうかご検討ください。</p>			

<対応状況>

本市の保育料に係る第2子の取扱いについては、国の基準に準じて、同時在園の場合のみ保育料を半額としているところですので、御理解をお願いします。

また、本市の保育料については、令和3年9月から県の保育料段階的負担軽減事業の実施に伴い、国基準の所得階層8区分のうち第3・第4階層世帯の児童を対象に保育料を減額し、令和4年4月以降はさらに市独自で事業を拡大し、当該児童の保育料を無料としています。その一方で、負担軽減事業の対象とならない国基準第5階層以降の世帯の児童については、これまでどおり、一定の保育料を負担していただいています。

そのため、第4階層の世帯では本来負担いただく保育料が無料となり、第5階層の世帯との負担の差が大きくなっているところですが、本市の保育料については、各階層とも国基準より低い設定としていますので、御理解くださるようお願いいたします。

なお、18歳未満第3子以降の児童に係る保育料、給食費の無料化、小中学校入学応援金「エール天」など、本市独自の子育て支援施策とあわせ、先進自治体の事例等も参考に子育て支援を進めていきます。

3 市民相談室

令和4年度「市民相談室」のあらまし

天童市では、市政と市民の信頼関係の維持・向上、市民と共に歩む対話の市政を積極的に推進するため、昭和47年の現市庁舎の開庁以来「市民相談室」を設け、市民の皆さんの市政に対する苦情や要望などの窓口を一本化し、迅速かつ効率的な処理に努めてきました。

市民相談室で受け付けた広聴事案は即決を原則としていますが、予算措置を要するもの、市政の基本方針に関わるもの、あるいは財政上投資効果に問題があると思われるものについては、要望者から実情を十分にお聴きするとともに、関係課で調整及び検討を行い、結論を出しています。また、最近では本市だけでは解決できない問題も多く、これらの事案については、関係機関等への連絡や紹介を行っています。また、「市民相談室」は、本来の目的を市政への苦情、要望、意見等の総合的な窓口として発足しましたが、近年は民事・家事的な相談等も増え、その内容も多様化・複雑化してきています。このようなことから、弁護士に法律相談を委託し、毎月1回無料法律相談を開設するほか、平成25年度からは毎週水曜日の行政書士相談を実施し、様々な困難事例等の相談に対応しています。

令和4年度は、319件の広聴事案を受け付けました。このうち相談が1番多く283件で、次いで要望が29件となっています。相談内容を体系別に見てみると、親族関係161件、居住関係が30件などの順になっています。また、行政書士相談が135件で広聴事案の42.3%となっています。

地 区 別 件 数

地 区	件 数	地 区	件 数
天 童 南 部	25	山 口	8
天 童 中 部	64	高 揃	21
天 童 北 部	21	長 岡	30
成 生	12	干 布	7
蔵 増	19	荒 谷	14
寺 津	8	地 区 不 明	31
津 山	13	市 外	17
田 麦 野	0	その他（団体等）	29
		合 計	319

月 別 の 事 案 種 別

(単位:件)

月 別	苦 情	要 望	相 談	そ の 他	計
令和4年 4月	0	3	28(3)	0	31
5月	0	1	33(2)	0	34
6月	0	2	23(3)	1	26
7月	0	4	19(1)	0	23
8月	2	2	18(0)	0	22
9月	1	3	21(1)	0	25
10月	0	5	27(2)	0	32
11月	0	2	23(0)	1	26
12月	0	5	16(0)	0	21
令和5年 1月	0	1	18(1)	0	19
2月	0	0	32(1)	1	33
3月	1	1	25(2)	0	27
合 計	4	29	283(16)	3	319

※相談には法律相談を受けた事案も含まれています。() 内は法律相談の件数です。

月別の苦情・要望・相談の受付方法

(単位:件)

月 別	来 訪	文 書	電 話	投 書	計
令和4年 4月	23	3	5	0	31
5月	30	1	3	0	34
6月	23	2	1	0	26
7月	18	4	1	0	23
8月	16	2	4	0	22
9月	19	3	3	0	25
10月	24	5	3	0	32
11月	20	2	4	0	26
12月	14	5	2	0	21
令和5年 1月	16	1	2	0	19
2月	29	0	4	0	33
3月	24	1	2	0	27
合 計	256	29	34	0	319

苦情・要望の所管部課等別の件数

(単位：件)

区 分	苦 情	要 望	計	
総 務 部	総 務 課	6	6	
	財 政 課	4	4	
	市 長 公 室	6	6	
	危 機 管 理 室	6	6	
	ふるさと納税推進室	2	2	
	税 務 課	3	3	
	納 税 課	1	2	3
健康福祉部	社 会 福 祉 課	7	7	
	保 険 給 付 課	4	4	
	健 康 課	7	7	
	新型コロナウイルス ワクチン接種対策室	3	3	
	子 育 て 支 援 課	5	5	
市 民 部	生 活 環 境 課	1	7	8
	市 民 課		4	4
	文 化 スポーツ課		2	2
経 済 部	農 林 課	1	8	9
	商 工 観 光 課		9	9
	産 業 立 地 室		2	2
建 設 部	建 設 課		11	11
	高速道路整備推進室		2	2
	都 市 計 画 課		6	6
会 計 課		2	2	
上 下 水 道 課		3	3	
天 童 市 民 病 院		3	3	
消 防 本 部		4	4	
教育委員会	教 育 総 務 課		5	5
	学 校 給 食 センター		3	3
	学 校 教 育 課		3	3
	生 涯 学 習 課		4	4
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		3	3	
監 査 委 員 会 事 務 局		2	23	
農 業 委 員 会 事 務 局	1	4	5	
議 会 事 務 局		2	2	
合 計	4	143	147	

※ 複数の課等に係る事案は、それぞれの課等に1件として集計しています
(受付実件数は、苦情4件、要望29件)。

相 談 の 体 系 別 件 数

体 系	別	件 数
親 族 関 係 161件	夫婦(内縁関係を含む。)	20
	親 子	6
	縁 組 ・ 離 縁	3
	遺 言 ・ 相 続	124
	そ の 他	8
居 住 関 係 30件	建 築	1
	相 隣	22
	環 境	0
	そ の 他	7
不 動 産 関 係 20件	土 地 建 物 の 売 買	3
	土 地 建 物 の 賃 貸 借	5
	そ の 他	12
金 銭 ・ 販 売 関 係 18件	金 銭 貸 借	11
	保 証 ・ 担 保	0
	商 品 販 売	0
	そ の 他	7
事 故 と 損 害 賠 償 関 係 3件	交 通 事 故	3
	そ の 他	0
福 祉 ・ 教 育 関 係 9件	福 祉	5
	学 校 教 育 ・ 子 供 の 教 育	0
	そ の 他	4
そ の 他 42件	労 働 ・ 訴 訟 ・ そ の 他	42
合 計		283

年 度 別 の 事 案 種 別

(単位:件)

年 度	苦 情	要 望	相 談	そ の 他	計
平成25年度	25	52	318(19)	5	400
26年度	19	49	264(23)	2	334
27年度	14	43	297(28)	4	358
28年度	12	54	228(15)	1	295
29年度	10	44	277(18)	3	334
30年度	4	37	332(20)	10	383
令和元年度	8	37	335(17)	4	384
2年度	5	39	242(15)	2	288
3年度	7	29	252(11)	1	289
4年度	4	29	283(16)	3	319

※相談には法律相談を受けた事案も含まれています。

() 内は法律相談の件数です。

年 度 別 の 苦 情 ・ 要 望 ・ 相 談 の 受 付 方 法

(単位:件)

年 度	来 訪	文 書	電 話	投 書	計
平成25年度	306	37	54	3	400
26年度	242	44	48	0	334
27年度	240	37	81	0	358
28年度	202	45	48	0	295
29年度	215	35	83	1	334
30年度	284	38	61	0	383
令和元年度	305	30	49	0	384
2年度	200	39	49	0	288
3年度	223	29	37	0	289
4年度	256	29	34	0	319



TENDO®